

男女共同参画基本計画推進状況調査

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A : 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B : 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C : 『配偶者暴力防止法の施行状況等について』（平成15年6月 報告）
- D : 『女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策』（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																						
<p>1 女性に対する暴力を根絶するための基礎づくり</p>	<p><b>(1)女性に対する暴力への社会的認識の徹底</b>  <b>国民の意識啓発</b>                      平成12年度から始めた「女性に対する暴力をなくす運動」を定着させ、国際的な動向も踏まえつつ、国民運動として一層推進するほか、「人権教育のための国連10年」における取組や「人権週間」等をも通じて、広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。                      また、特に若年層に留意しつつ、女性の人権尊重や、暴力によらない問題解決の方法が身につくような教育・学習の充実を図る。</p> <p><b>(2)体制整備</b>  <b>相談・カウンセリング対策の充実</b>                      関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知するとともに、警察においては、女性警察職員が相談や被害の届出を受理する女性相談交番等の相談窓口の整備を図る。さらに、事案に応じて中・長期にわたる相談・カウンセリングを行うなど、被害者に対するケアの充実を図る。</p>	<p>・男女共同参画推進本部「『女性に対する暴力をなくす運動』について」決定（13年6月）</p> <p>・A「6 広報啓発の推進」                      政府広報の積極的な活用のみならず、幅広いメディアを通じて、この問題に関心のない人にも内容が伝わるような広報啓発を工夫して行う必要がある。その際、被害者の心情に配慮することが必要となる。                      毎年11月12日から25日の間に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」を積極的に活用し、配偶者からの暴力に関する社会の意識啓発に努めることが必要である。</p> <p>・A「6 広報啓発の推進」                      広報については、幅広く一般に配偶者からの暴力について知ってもらうためのものと、被害者に対する、相談機関の連絡先等具体的情報を知ってもらうためのもの両方が必要であり、広報を行うに当たっては、その目的を明確にする必要がある。                      外国人に向けた広報についても配慮する必要がある。</p> <p>・A「2 配偶者暴力相談支援センター等」                      婦人相談所や婦人保護施設において、被害者の心のケアの取組を強化することが重要である。</p>	<p>国民の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性に対する暴力をなくす運動（男女共同参画推進本部 毎年11月12日～25日）</li> <li>・女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催（内閣府 毎年11月25日）                      女性に対する暴力に関連する基調講演やパネルディスカッションの実施</li> <li>・テレビ、ラジオの政府公報番組や雑誌広告、広報雑誌等を活用した広報の実施（内閣府）</li> <li>・女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークの作成（内閣府 平成14年6月）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドメスティック・バイオレンスをテーマとしたテレビ特別番組を企画・放映（平成13年度 法務省）</li> <li>・ドメスティック・バイオレンスを含む虐待をテーマとした啓発冊子を作成（平成14年度 法務省）</li> <li>・法務省の人権擁護機関において、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画や14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、「人権週間」（12月4日～10日）等の機会を通じて広報啓発活動を実施（法務省）</li> <li>・教育用コンテンツの活用・促進事業において、教育映画等審査を実施し、ドメスティックバイオレンスに関する映画についても選定（文部科学省 15年度～）</li> </ul> <p>相談・カウンセリング対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌やホームページ等を通じて配偶者からの暴力被害者支援情報の提供（内閣府 14年度～）</li> <li>・ホームページを通じて、配偶者からの暴力の被害者が外国人であった場合の支援情報を7カ国語で提供（内閣府 15年度～）</li> <li>・女性に対する暴力をなくす運動におけるポスターやリーフレットの配布（男女共同参画推進本部 毎年11月）</li> <li>・「警察総合相談室」、「警察安全相談窓口」等の各種相談窓口の整備・充実を推進する。（警察庁）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1019 847 1861 895"> <caption>相談取扱状況の推移</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成10年</th> <th>平成11年</th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>347,849</td> <td>343,663</td> <td>744,543</td> <td>930,228</td> <td>1,058,772</td> <td>1,519,156</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1019 903 1861 967"> <caption>女性相談交番の開設状況</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成10年末</th> <th>平成11年末</th> <th>平成12年末</th> <th>平成13年末</th> <th>平成14年末</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設数</td> <td>375</td> <td>428</td> <td>477</td> <td>482</td> <td>433</td> <td>478</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1019 975 1648 1038"> <caption>鉄道警察隊の女性被害相談所の開設状況</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年4月</th> <th>平成14年4月</th> <th>平成15年4月</th> <th>平成16年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設数</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置及び精神科医や民間のカウンセラーとの連携により、カウンセリング体制を整備（警察庁）</li> <li>・心理的・精神的に不安定な状態にある被害者に対し、カウンセリング等を行う心理療法担当職員の配置（厚生労働省 14年度～）</li> </ul>		平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	件数	347,849	343,663	744,543	930,228	1,058,772	1,519,156		平成10年末	平成11年末	平成12年末	平成13年末	平成14年末	平成15年	開設数	375	428	477	482	433	478		平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	開設数	80	80	80	69
	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																																			
件数	347,849	343,663	744,543	930,228	1,058,772	1,519,156																																			
	平成10年末	平成11年末	平成12年末	平成13年末	平成14年末	平成15年																																			
開設数	375	428	477	482	433	478																																			
	平成13年4月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月																																					
開設数	80	80	80	69																																					

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連機関等	施策の実施状況及び関連統計等																																
	<p><b>研修・人材確保</b></p> <p>被害者からの事情聴取に直接携わる警察官・検察職員について、被害者の心情や精神状態に十分配慮した対応を確保するため、警察学校、職場等における各種事案の特性に応じた研修、訓練の実施等により職員等に対する研修を充実する。また、女性に対する暴力事案に従事する女性警察官等の配置の拡大を図る。</p> <p>なお、出入国管理行政の対象となる外国人女性が女性に対する暴力の被害者であった場合の当該女性の心情等に十分配慮した事情聴取等地方出入国管理官署における適切な対応を確保する観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修の実施を引き続き推進する。</p> <p>また、婦人相談所職員、婦人相談員及び婦人保護施設職員等について、被害女性の専門的相談援助に係る研修を充実させ、その資質・能力の向上を図る。</p>	<p>・ A「5 職務関係者に対する研修」</p> <p>ア 研修の対象 配偶者からの暴力にかかわりのある者については、広く研修を行うべきである。例えば、支援センターの機能を果たす施設の職員、警察職員、検察職員、裁判所職員、弁護士、公証人、法務局職員、人権擁護委員、行政相談委員、医療関係者、福祉事務所職員については、研修が必要である。また、関係機関の業務の方向性に大きな影響を与える責任ある立場の者については、特に研修が必要となる。</p> <p>実際に被害者の相談に当たる職務関係者については、重点的に掘り下げた研修を行い、それ以外の職務関係者については、最低限の情報を提供するなど、研修の対象に応じた実効性のある研修を行うことが必要である。</p> <p>研修は、職務関係者それぞれを所管する府省庁において、計画的に実施することとする。</p> <p>・ D「1 性犯罪 (2)被害者への配慮とケア」</p> <p>イ 女性警察官の採用の拡大 被害者対策等の分野においては、引き続き女性警察官の積極的活用にも努める必要がある。また、今後も女性警察官の採用の拡大にも努める必要がある。</p>	<p>研修・人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成（内閣府 平成14年2月）</li> <li>・ 「配偶者暴力防止法」の施行に伴う相談実務研修の開催（内閣府 平成14年2月）</li> <li>女性センターの相談員等への研修</li> <li>・ 男女共同参画に関する「相談研修」の開催</li> <li>女性センター等の相談員を管理する立場にある職員等への研修（内閣府 平成15年2月）</li> <li>女性センターと支援センターの相談事業を統括する立場にある管理職への研修（内閣府 平成16年3月）</li> <li>配偶者暴力防止法改正に伴う「相談管理職研修」の開催（内閣府 平成16年10月）</li> <li>・ 配偶者からの暴力に関する講演会及び専門研修の開催（内閣府 平成16年3月）</li> <li>海外から講師を招聘し、国及び地方公共団体の職員等を対象に、配偶者からの暴力の加害者更生に関する講演会及び専門研修を実施。</li> <li>・ 全国配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議の開催（内閣府 年2回）</li> <li>・ 行政相談委員に対して、ドメスティック・バイオレンスをテーマとした研修や、男女共同参画社会の形成に関する一般研修を実施（総務省）</li> <li>・ 独立行政法人国立女性教育会館において、「女性関連施設相談担当者実務研修」を実施（文部科学省 15年度～）</li> <li>・ 検察職員に対する各種研修において、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する講義等の実施（法務省）</li> <li>・ 更生保護官署の職員に対する各種研修において、女性に対する配慮等を含めた犯罪被害者の保護・支援に関する講義等の実施（法務省）</li> <li>・ 人権擁護委員に対して、「男女共同参画問題研修」を実施（法務省 平成12年～）。</li> <li>・ 人権擁護事務担当者に対する研修の中で、配偶者からの暴力の防止に関する講義等を実施（法務省）</li> <li>・ 入国管理関係職員に対する研修の中で「外国人の人権」に関する講義を実施（法務省 毎年実施）</li> <li>平成14年度からは新たに「人権教育・カウンセリング研修」を実施</li> <li>・ 入国管理局においては、精神的・身体的に痛手を受けた人身取引の被害者に対して適切に事情聴取を行うよう、職員に対しWHO作成に係る事情聴取のガイドライン（「トラフィッキング（人身売買）された女性とのインタビューのための倫理と安全性に関する提言」）を利用することなどを指導している。（法務省）</li> <li>・ 警察学校における採用時及び昇任時教育において、職務倫理等の人権に関する授業を拡充（警察庁 平成13年度から）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1019 774 1646 869"> <tr> <th colspan="2">採用時教育</th> <th colspan="2">昇任時教育</th> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>約10,000名</td> <td>平成13年度</td> <td>約16,000名</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>約12,570名</td> <td>平成14年度</td> <td>約15,200名</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>約13,800名</td> <td>平成15年度</td> <td>約16,600名</td> </tr> </table> <p>人権課題に係る業務に従事する警察職員に対し、専門的教育を通じて業務に応じた人権教育を実施</p> <table border="1" data-bbox="1019 917 1646 1013"> <tr> <th colspan="2">職務倫理指導者専科</th> <th colspan="2">職務倫理教養担当者専科</th> </tr> <tr> <td>平成13年度</td> <td>24名</td> <td>平成13年度</td> <td>約380名</td> </tr> <tr> <td>平成14年度</td> <td>30名</td> <td>平成14年度</td> <td>約500名</td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>25名</td> <td>平成15年度</td> <td>390名</td> </tr> </table> <p>警察署等職場において男女共同参画社会における人権の尊重についてのグループ討議、性犯罪、配偶者からの暴力、ストーカー対策等に関する研修会等を実施しているほか、男女共同参画等関連の部外有識者による講演等を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報やインターネット等によるストーカー及び配偶者暴力被害者支援情報の提供（警察庁 平成13年～）</li> <li>・ 広報啓発ビデオの作成によるストーカー等被害者への支援情報の提供（警察庁 平成13年～）</li> <li>・ 女性に対する暴力をなくす運動（内閣府主催）におけるポスター等活用による広報活動（警察庁 平成13年～）</li> </ul> <p>・ 都道府県警察では、採用時や昇任時の警察学校や警察本部、警察署等での研修の機会に、配偶者からの暴力の特性、配偶者暴力防止法の内容等について指導（警察庁）</p> <p>・ 警察庁では、都道府県警察のストーカー及び配偶者暴力対策の担当者を対象とした全国レベルの専門教養を実施し、大学教授（心理学）によるカウンセリング講習、裁判官による配偶者暴力防止法の保護命令制度についての講義、配偶者暴力相談支援センター職員による講話等を行うなどの教養を実施している。（警察庁 平成13年～）</p> <p>・ 婦人相談所、婦人保護施設等の職員への専門研修（厚生労働省 14年度～） 配偶者からの暴力の問題に精通した司法、医療、心理等の学識経験者等を講師として招聘し、被害者の人権に対する配慮や暴力の特性等に関する理解を深めるための研修を実施する。</p>	採用時教育		昇任時教育		平成13年度	約10,000名	平成13年度	約16,000名	平成14年度	約12,570名	平成14年度	約15,200名	平成15年度	約13,800名	平成15年度	約16,600名	職務倫理指導者専科		職務倫理教養担当者専科		平成13年度	24名	平成13年度	約380名	平成14年度	30名	平成14年度	約500名	平成15年度	25名	平成15年度	390名
採用時教育		昇任時教育																																	
平成13年度	約10,000名	平成13年度	約16,000名																																
平成14年度	約12,570名	平成14年度	約15,200名																																
平成15年度	約13,800名	平成15年度	約16,600名																																
職務倫理指導者専科		職務倫理教養担当者専科																																	
平成13年度	24名	平成13年度	約380名																																
平成14年度	30名	平成14年度	約500名																																
平成15年度	25名	平成15年度	390名																																

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																									
	<p><b>厳正かつ適切な対処の推進</b></p> <p>警察においては、<b>刑罰法令に抵触する場合には被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて防犯指導、他機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するなどの措置を講じる。</b></p> <p>人権擁護機関においては、<b>人権侵害の疑いのある事実を認知した場合、調査を行い、女性に対する人権侵害の事実が認められた場合、その排除や再発防止のために事案に応じた適切な処置を講じる。</b></p>	<p>・D「4 ストーカー行為等」</p> <p>(1) ストーカー規制法の周知                  どういう行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取柄りや対応ができるのかなどについて、今後、一般国民に対する広報や警察での被害者に対する分かりやすい説明をより一層推進していく必要がある。</p> <p>(2) 被害者の救済の充実                  今後とも被害者の救済を充実させるため、警察の迅速な対応や関係者間の緊密な連携を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 配偶者暴力防止法との連携強化                  警察は、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者へ警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努めていかなければならない。                  配偶者暴力相談支援センターや警察は、配偶者からの暴力の被害者に対して、ストーカー規制法の制度についても説明するなど、被害者の安全を確保するための選択肢を一つでも多く紹介し、これを活用していくことが必要である。                  配偶者暴力防止法及びストーカー規制法の適用範囲から外れるようなつきまといであっても、人格権（私生活の平穩等）の侵害として不法行為に該当するものについては、民事保全法の規定により、当該人格権を被保全権利として、裁判所に接近禁止その他の仮処分の申立てを行う方法があることも周知すべきである。</p>	<p>厳正かつ適切な対処の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ストーカー対策の推進（警察庁）</li> <li>ストーカー対策の推進状況</li> </ul> <p>1 ストーカー事案に関する相談件数</p> <table border="1" data-bbox="1016 309 1646 357"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>26,162</td> <td>25,145</td> <td>21,696</td> <td>22,226</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ストーカー事案における女性が被害者となった比率</p> <table border="1" data-bbox="1016 400 1646 448"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性比率</td> <td>87.8</td> <td>89.7</td> <td>88.1</td> <td>90.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ストーカー規制法の適用状況</p> <table border="1" data-bbox="1016 496 1646 655"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警告</td> <td>117</td> <td>871</td> <td>965</td> <td>1,169</td> </tr> <tr> <td>禁止命令</td> <td>2</td> <td>36</td> <td>32</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>援助</td> <td>80</td> <td>719</td> <td>677</td> <td>856</td> </tr> <tr> <td>検挙件数</td> <td>22</td> <td>142</td> <td>178</td> <td>192</td> </tr> <tr> <td>ストーカー</td> <td>22</td> <td>131</td> <td>170</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>禁止命令違反</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 警察本部長等の援助の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="1016 703 1646 1174"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害防止措置の教示（法第7条第1項）</td> <td>38</td> <td>348</td> <td>410</td> <td>743</td> </tr> <tr> <td>被害防止交渉に必要な事項の連絡（規則9条1号）</td> <td>7</td> <td>99</td> <td>54</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>行為者の氏名及び連絡先の教示（規則9条2号）</td> <td>1</td> <td>45</td> <td>39</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>被害防止交渉に関する助言（規則9条3号）</td> <td>20</td> <td>124</td> <td>106</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>民間組織の紹介（規則9条4号）</td> <td>2</td> <td>16</td> <td>10</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>警察施設の利用（規則9条5号）</td> <td>18</td> <td>137</td> <td>110</td> <td>111</td> </tr> <tr> <td>物品の教示又は貸出し（規則9条6号）</td> <td>41</td> <td>370</td> <td>415</td> <td>510</td> </tr> <tr> <td>警告を実施した旨の書面の交付（規則9条7号）</td> <td>5</td> <td>41</td> <td>21</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>その他被害防止のための援助（規則9条8号）</td> <td>16</td> <td>104</td> <td>127</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1）法とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）を、規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）をいう。</p> <p>注2）平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間</p>		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	相談件数	26,162	25,145	21,696	22,226		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	女性比率	87.8	89.7	88.1	90.8		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	警告	117	871	965	1,169	禁止命令	2	36	32	24	援助	80	719	677	856	検挙件数	22	142	178	192	ストーカー	22	131	170	185	禁止命令違反	0	11	8	7		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	被害防止措置の教示（法第7条第1項）	38	348	410	743	被害防止交渉に必要な事項の連絡（規則9条1号）	7	99	54	78	行為者の氏名及び連絡先の教示（規則9条2号）	1	45	39	50	被害防止交渉に関する助言（規則9条3号）	20	124	106	129	民間組織の紹介（規則9条4号）	2	16	10	18	警察施設の利用（規則9条5号）	18	137	110	111	物品の教示又は貸出し（規則9条6号）	41	370	415	510	警告を実施した旨の書面の交付（規則9条7号）	5	41	21	12	その他被害防止のための援助（規則9条8号）	16	104	127	69
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																																																																																																								
相談件数	26,162	25,145	21,696	22,226																																																																																																								
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																																																																																																								
女性比率	87.8	89.7	88.1	90.8																																																																																																								
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																																																																																																								
警告	117	871	965	1,169																																																																																																								
禁止命令	2	36	32	24																																																																																																								
援助	80	719	677	856																																																																																																								
検挙件数	22	142	178	192																																																																																																								
ストーカー	22	131	170	185																																																																																																								
禁止命令違反	0	11	8	7																																																																																																								
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																																																																																																								
被害防止措置の教示（法第7条第1項）	38	348	410	743																																																																																																								
被害防止交渉に必要な事項の連絡（規則9条1号）	7	99	54	78																																																																																																								
行為者の氏名及び連絡先の教示（規則9条2号）	1	45	39	50																																																																																																								
被害防止交渉に関する助言（規則9条3号）	20	124	106	129																																																																																																								
民間組織の紹介（規則9条4号）	2	16	10	18																																																																																																								
警察施設の利用（規則9条5号）	18	137	110	111																																																																																																								
物品の教示又は貸出し（規則9条6号）	41	370	415	510																																																																																																								
警告を実施した旨の書面の交付（規則9条7号）	5	41	21	12																																																																																																								
その他被害防止のための援助（規則9条8号）	16	104	127	69																																																																																																								

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																																																																																				
			<p>5 他法令による検挙状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>104</td> <td>921</td> <td>758</td> <td>663</td> </tr> <tr> <td>殺人</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>殺人未遂</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>強姦</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>暴行</td> <td>8</td> <td>40</td> <td>45</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>傷害</td> <td>14</td> <td>176</td> <td>144</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>脅迫</td> <td>18</td> <td>145</td> <td>99</td> <td>70</td> </tr> <tr> <td>強制わいせつ</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>住居侵入</td> <td>16</td> <td>124</td> <td>98</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>逮捕監禁</td> <td>6</td> <td>23</td> <td>15</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>名誉毀損</td> <td>2</td> <td>25</td> <td>23</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>器物損壊</td> <td>14</td> <td>96</td> <td>99</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>暴力法違反</td> <td>3</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>軽犯罪法違反</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>18</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>迷惑防止条例違反</td> <td>2</td> <td>14</td> <td>22</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>銃刀法違反</td> <td>0</td> <td>37</td> <td>28</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13</td> <td>167</td> <td>128</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>注）平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間</p> <p>6 その他の対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害者への防犯指導</td> <td>1,262</td> <td>7,668</td> <td>6,233</td> <td>6,770</td> </tr> <tr> <td>行為者への指導警告</td> <td>313</td> <td>2,416</td> <td>2,286</td> <td>2,313</td> </tr> <tr> <td>パトロール</td> <td>204</td> <td>1,061</td> <td>918</td> <td>1,009</td> </tr> <tr> <td>他機関等への引継ぎ</td> <td>47</td> <td>256</td> <td>128</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>763</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1）平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間 注2）「その他」は平成15年から計上し、保護、入院措置、住民基本台帳の閲覧制限依頼等を計上している。</p> <p>・配偶者暴力対策の推進状況（警察庁）</p> <p>1 配偶者からの暴力相談等の対応件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暴力相談等の対応件数</td> <td>3,608</td> <td>14,140</td> <td>12,568</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1）対応件数とは、配偶者からの暴力等の相談、援助要求、保護要求を受け、又は被害告訴状を受理し「配偶者からの暴力相談等対応票」を作成した件数をいう。 注2）平成13年は、10月13日（法施行日）から12月31日までの間</p> <p>2 配偶者暴力事案における女性が被害者となった比率（平成14年中）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性比率（%）</td> <td>98.5</td> <td>99</td> <td>98.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 配偶者暴力防止法に基づく保護命令に係る対応状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>裁判所から書面の提出要求（法第14条第2項）</td> <td>143</td> <td>1,059</td> <td>1,293</td> </tr> <tr> <td>裁判所から保護命令の通知（法第15条第3項）</td> <td>136</td> <td>1,176</td> <td>1,499</td> </tr> <tr> <td>接近禁止命令のみ</td> <td>98</td> <td>832</td> <td>1,075</td> </tr> <tr> <td>退去命令のみ</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>接近禁止命令及び退去命令</td> <td>38</td> <td>340</td> <td>419</td> </tr> <tr> <td>保護命令違反の検挙件数（法第29条）</td> <td>3</td> <td>40</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1）法とは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）をいう。 注2）平成13年は、10月13日（法施行日）から12月31日までの間</p>		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	総数	104	921	758	663	殺人	0	1	2	5	殺人未遂	2	12	5	14	強姦	0	15	11	11	暴行	8	40	45	36	傷害	14	176	144	130	脅迫	18	145	99	70	強制わいせつ	2	14	8	8	住居侵入	16	124	98	110	逮捕監禁	6	23	15	23	名誉毀損	2	25	23	25	器物損壊	14	96	99	66	暴力法違反	3	15	13	10	軽犯罪法違反	4	17	18	17	迷惑防止条例違反	2	14	22	13	銃刀法違反	0	37	28	23	その他	13	167	128	102		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	6,770	行為者への指導警告	313	2,416	2,286	2,313	パトロール	204	1,061	918	1,009	他機関等への引継ぎ	47	256	128	45	その他	-	-	-	763		平成13年	平成14年	平成15年	暴力相談等の対応件数	3,608	14,140	12,568		平成13年	平成14年	平成15年	女性比率（%）	98.5	99	98.9		平成13年	平成14年	平成15年	裁判所から書面の提出要求（法第14条第2項）	143	1,059	1,293	裁判所から保護命令の通知（法第15条第3項）	136	1,176	1,499	接近禁止命令のみ	98	832	1,075	退去命令のみ	0	4	5	接近禁止命令及び退去命令	38	340	419	保護命令違反の検挙件数（法第29条）	3	40	41
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																																																																																																																																																																			
総数	104	921	758	663																																																																																																																																																																			
殺人	0	1	2	5																																																																																																																																																																			
殺人未遂	2	12	5	14																																																																																																																																																																			
強姦	0	15	11	11																																																																																																																																																																			
暴行	8	40	45	36																																																																																																																																																																			
傷害	14	176	144	130																																																																																																																																																																			
脅迫	18	145	99	70																																																																																																																																																																			
強制わいせつ	2	14	8	8																																																																																																																																																																			
住居侵入	16	124	98	110																																																																																																																																																																			
逮捕監禁	6	23	15	23																																																																																																																																																																			
名誉毀損	2	25	23	25																																																																																																																																																																			
器物損壊	14	96	99	66																																																																																																																																																																			
暴力法違反	3	15	13	10																																																																																																																																																																			
軽犯罪法違反	4	17	18	17																																																																																																																																																																			
迷惑防止条例違反	2	14	22	13																																																																																																																																																																			
銃刀法違反	0	37	28	23																																																																																																																																																																			
その他	13	167	128	102																																																																																																																																																																			
	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																																																																																																																																																																			
被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	6,770																																																																																																																																																																			
行為者への指導警告	313	2,416	2,286	2,313																																																																																																																																																																			
パトロール	204	1,061	918	1,009																																																																																																																																																																			
他機関等への引継ぎ	47	256	128	45																																																																																																																																																																			
その他	-	-	-	763																																																																																																																																																																			
	平成13年	平成14年	平成15年																																																																																																																																																																				
暴力相談等の対応件数	3,608	14,140	12,568																																																																																																																																																																				
	平成13年	平成14年	平成15年																																																																																																																																																																				
女性比率（%）	98.5	99	98.9																																																																																																																																																																				
	平成13年	平成14年	平成15年																																																																																																																																																																				
裁判所から書面の提出要求（法第14条第2項）	143	1,059	1,293																																																																																																																																																																				
裁判所から保護命令の通知（法第15条第3項）	136	1,176	1,499																																																																																																																																																																				
接近禁止命令のみ	98	832	1,075																																																																																																																																																																				
退去命令のみ	0	4	5																																																																																																																																																																				
接近禁止命令及び退去命令	38	340	419																																																																																																																																																																				
保護命令違反の検挙件数（法第29条）	3	40	41																																																																																																																																																																				

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																														
	<p><b>関係機関の連携の促進</b>                      男女共同参画推進本部及びその下に設置された女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議並びに犯罪被害者対策関係省庁連絡会議等の場を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、関係施策を総合的に推進する。また、地方公共団体等とも連携することにより、国の法制度や関係施策について関係者の理解の促進に努める。</p>	<p>・男女共同参画推進本部長「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の設置について」決定（12年8月）</p> <p>・A「2 配偶者暴力相談支援センター等」                      ウ 関係機関の連携                      (ア)国レベルでの連携                      法律は内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっていることから、まず、国レベルにおいて連携を図ることが必要である。内閣府が中心となって関係省庁が連携を深め、それぞれの府省庁が所掌する各機関が、法律の施行に当たりどのような役割を担うのかについて、共通認識を持つことが必要である。</p> <p>(イ)支援センターとなる施設間の連携                      支援センターの機能を果たす都道府県内の複数の施設の連携の中心となる施設を必ず1か所指定することが求められ、各都道府県に対し、このことを要請することが必要である。</p> <p>(ウ)支援センターと関係機関、団体等との連携                      都道府県に対し、関係機関、団体等の連携についてのモデルを示すとともに、適切にネットワーク作りが行われている都道府県の情報を他の都道府県に提供するなどの方法で、連携の在るべき姿について、十分な説明を行う必要がある。</p> <p>(エ)都道府県間の連携                      全国連絡会議を定期的開催するなど、支援センターの地域間格差を解消するための施策を推進することが必要となる。                      被害者の支援に関し、他府県にどのような関係機関、団体等が存在するか不明であれば、都道府県間の連携は困難であることから、これらの情報を関係機関、団体等で共有できるよう、情報を提供することが必要である。</p>	<p>・種類別人権侵犯事件の受理件数（法務省）</p> <p>1. セクシャルハラスメント</p> <table border="1" data-bbox="1019 236 1646 288"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>330</td> <td>446</td> <td>624</td> <td>667</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. ストーカー</p> <table border="1" data-bbox="1019 309 1646 362"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>321</td> <td>333</td> <td>362</td> <td>385</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 差別待遇（女性に対するもの）</p> <table border="1" data-bbox="1019 383 1646 435"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>19</td> <td>84</td> <td>74</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> <p>関係機関の連携の促進</p> <p>・女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催（随時）</p> <p>・「配偶者暴力防止法」の施行に伴う相談実務研修の開催（内閣府 平成14年2月）（1(2) に前掲）                      女性センターの相談員等への研修</p> <p>・男女共同参画に関する「相談研修」の開催（1(2) に前掲）                      女性センター等の相談員を管理する立場にある職員等への研修（内閣府 平成15年2月）                      女性センターと支援センターの相談事業を統括する立場にある管理職への研修（内閣府 平成16年3月）                      配偶者暴力防止法改正に伴う「相談管理職研修」の開催（内閣府 平成16年10月）</p> <p>・配偶者からの暴力に関する講演会及び専門研修の開催（内閣府 平成16年3月）（1(2) に前掲）                      海外から講師を招聘し、国及び地方公共団体の職員等を対象に、配偶者からの暴力の加害者更生に関する講演会及び専門研修を実施。</p> <p>・全国配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議の開催（内閣府 年2回）（1(2) に前掲）</p> <p>・広報紙やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供（内閣府 14年度～）（1(2) に前掲）</p>	年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	件数	330	446	624	667	年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	件数	321	333	362	385	年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	件数	19	84	74	90
年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																													
件数	330	446	624	667																													
年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																													
件数	321	333	362	385																													
年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																													
件数	19	84	74	90																													

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																						
	<p>警察においては、<u>地方自治体、法曹界、医療関係者、報道機関、経済界等関係機関等により設立された各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に「女性被害者対策分科会」等を設けるなどにより、被害者に対する支援や援助等に相互に連携を進める。</u></p> <p>また、<u>人権擁護機関において、関係機関との連携・協力を強化する。</u></p> <p>さらに、<u>行政だけでなく、民間団体や地域住民等幅広い関係者との連携や地域を挙げての取組が期待される。</u></p> <p><u>いわゆる従軍慰安婦問題が多く、女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であるとの認識に立って、女性の名誉と尊厳に関する今日的な問題への対応等に取り組む「女性のためのアジア平和国民基金」の活動への協力を推進する。</u></p>	<p>・人権擁護推進審議会「人権救済制度の在り方について（答申）」において、「人権救済は、もとより人権委員会の活動のみによって図られるものではなく、救済にかかわる各種機関・団体等が連携協力し、それぞれの能力・資源等を最大限に活用することによって初めて実効的な救済が可能となるものであることから、人権委員会は、様々な分野において各種の救済にかかわる取組を実施している国、地方公共団体、民間の関係機関・団体等との間で、緊密な連携協力関係を構築していく必要がある。」と答申（法務省 13年5月）</p>	<p>・各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に設置されている女性被害者対策分科会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化（警察庁）</p> <p>・婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換の実施（法務省）</p> <p>・女性のためのアジア平和国民基金が行う以下の女性尊厳事業に対する支援を実施（外務省）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. TV番組の制作、セミナーの開催や「基金ニュース」、ポスター、冊子などの発行を通して、女性の人権を護ることの大切さを社会全体に伝わるよう、啓発活動を行っている。</li> <li>2. 女性の人権に関する今日的課題に取り組む民間非営利団体（NGOやNPO）の活動を支援し、援助者のための研修会などを開催する。</li> </ol> <table border="1" data-bbox="1021 635 1648 683"> <caption>・設立以来、基金が支援してきたNGOの数</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成12年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体数</td> <td>30</td> <td>24</td> <td>13</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>3. 国際会議やフォーラム等の実施を通じて、国内外で女性の人権を護る活動や犯罪防止活動を続ける人々との、情報交換や意識の共有を促進している。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ドメスティックバイオレンスに関する公開セミナーの地方開催（毎年5、6カ所）</li> <li>・人権問題関連の国際専門家会議・公開フォーラム、シンポジウム等毎年開催</li> </ul> </li> <li>4. 国内外で起きている女性への人権侵害の実態や、女性の人権を尊重する社会づくりの方法などに 関する調査や研究を行っている。</li> <li>5. 女性への暴力や人権侵害に悩む人のために、小冊子や相談窓口を紹介する。</li> </ol> <p>・基金が委託して行った電話窓口相談件数</p> <table border="1" data-bbox="1021 890 1541 962"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td> <td>478</td> <td>464</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>窓口相談</td> <td>868</td> <td>858</td> <td>855</td> </tr> </tbody> </table> <p>（社会法人家庭問題情報センターまとめ）</p>	年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	団体数	30	24	13	19	年	平成13年	平成14年	平成15年	電話相談	478	464	504	窓口相談	868	858	855
年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年																					
団体数	30	24	13	19																					
年	平成13年	平成14年	平成15年																						
電話相談	478	464	504																						
窓口相談	868	858	855																						

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p><b>法的対応</b></p> <p>既存の法制度が関係者に十分理解されず、活用も不十分であった状況を踏まえ、まず運用面での確かな実施を図るとともに、これらの法制度の周知に努める。また、刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律やストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）等によって近年新たに整備された諸制度の適切な運用に努めるとともに、その趣旨や内容等について広報啓発を行う。</p> <p>さらに、こうした制度で対応が困難な点があれば、新たな対応を検討する。</p>	<p>・ D 「1 性犯罪」</p> <p>(1) 加害者の厳正な処罰</p> <p>ア 強姦罪の法定刑の引上げ 強姦罪の法定刑（刑法第177条、2年以上の長期懲役）の下限を3年に引き上げるなど、他の凶悪犯罪の刑との均衡も考慮しつつ、法定刑の引上げを検討するべきである。</p> <p>イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対応 今後とも刑法上の強姦罪や児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）を適用して家庭内における児童に対する性的虐待の取締りの強化に努めるべきである。</p> <p>保育士、教員、医師等に対する啓発活動を行うことにより、性的虐待の顕在化を図る必要がある。</p> <p>家庭内における児童に対する性的虐待への対応については、被害を受けた児童の精神面にも配慮し、児童福祉法を活用することにより児童福祉の観点から行うことが望ましい。</p> <p>児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性にかんがみ、悪質な事案につき厳正に対処して加害者を処罰するために、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていく必要がある。</p> <p>ウ 盗撮に関する法整備 女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点を十分考慮しつつ、加害者を厳正に処罰するための法整備を行うことを検討する必要がある。</p> <p>エ 痴漢等の取締りの徹底等 今後も取締りを徹底し、加害者を厳正に処罰していくべきである。</p> <p>鉄道会社は、被害の実態把握に努めるとともに、痴漢等の防止対策を推進する必要がある。</p> <p>オ PTSD以外の精神障害が傷害罪の対象になり得ることの周知 司法関係者、医療関係者等に対し、PTSD以外の精神障害についても傷害罪の対象になり得ることの周知を積極的に図るべきである。</p> <p>(3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成</p> <p>ア わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット等の制限 児童に対しては、風営適正化法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）、青少年保護育成条例等により、児童が有害な情報を目にしないうような規制がなされており、今後ともこのような児童に対する特別な配慮を行う必要がある。</p>	<p>法的対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県警察におけるポスター、リーフレット等の活用によるストーカー及び配偶者暴力に関する広報活動の推進（警察庁 平成13年～）</li> <li>広報啓発ビデオの作成によるストーカー等被害者への支援情報の提供（警察庁 平成13年～）</li> <li>ストーカー対策の推進（警察庁）（7-1(2) に前掲）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力防止法の内容を分かりやすく解説したパンフレット、ビデオの作成（内閣府）</li> <li>女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催（内閣府 毎年11月25日）（1(1) に前掲） 女性に対する暴力に関連する基調講演やパネルディスカッションの実施</li> <li>研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成（内閣府 平成14年2月）（1(2) に前掲）</li> <li>広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供（内閣府 14年度～）（1(2) に前掲）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>第161回国会に刑法等の一部を改正する法律案を提出しており、現在審議中である。（法務省） 本法律案においては、以下のとおり、強姦罪等の法定刑を引き上げるとともに、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新たに設けることとしている。</li> </ul> <p>法定刑引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>強制わいせつ 6月以上7年以下の懲役 6月以上10年以下の懲役</li> <li>強姦 2年以上15年以下の懲役 3年以上20年以下の懲役</li> <li>強姦致死傷 無期又は3年以上15年以下の懲役 無期又は5年以上20年以下の懲役</li> </ul> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集団強姦等 4年以上20年以下の懲役</li> <li>集団強姦等致死傷 無期又は6年以上20年以下の懲役</li> </ul>

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連統計等																																																																																																														
	<p>・D「2 売買春・児童買春・人身取引（トラフィッキング）」</p> <p>(2) 児童買春</p> <p>児童買春については、児童買春・ポルノ法等に基づいて児童買春をした者や児童買春の周旋をした者等に対する厳正な取締りに、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。</p> <p>出会い系サイトの利用に起因する児童買春等による児童の被害が多発していることから、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行うとともに、国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する必要がある。</p> <p>・D「3 セクシュアル・ハラスメント」</p> <p>(1) セクシュアル・ハラスメント対策の充実</p> <p>セクシュアル・ハラスメントの防止が職場等の組織運営上の重要な課題であるという認識を組織全体で持ち、組織を挙げて、セクシュアル・ハラスメントの防止や被害者の救済に当たることの重要性について、更なる啓発活動が必要である。</p> <p>この観点から、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない旨を人権擁護を目的とする法律等に規定することについても検討する必要がある。</p> <p>(2) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント</p> <p>男女雇用機会均等法第21条及びこれを受けた指針（平成10年労働省告示第20号）では、セクシュアル・ハラスメントに関する対応方針の明確化とその周知・啓発、相談・苦情窓口の明確化と相談・苦情への適切な対応などについて事業主に配慮義務が課せられており、これらを更に徹底する必要がある。</p> <p>具体的には、パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、セクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的なノウハウを提供する講習事業等をより一層推進していく必要がある。</p> <p>・D「ストーカー行為等」</p> <p>(1) ストーカー規制法の周知</p> <p>どういった行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのかなどについて、今後、一般国民に対する広報や警察での被害者に対する分かりやすい説明をより一層推進していく必要がある。</p> <p>(3) 配偶者暴力防止法との連携強化</p> <p>警察は、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者へ警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努めていかなければならない。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターや警察は、配偶者からの暴力の被害者に対して、ストーカー規制法の制度についても説明するなど、被害者の安全を確保するための選択肢の一つでも多く紹介し、これを活用していく必要がある。</p> <p>配偶者暴力防止法及びストーカー規制法の適用範囲から外れるようなつきまといであっても、人格権（私生活の平穏等）の侵害として不法行為に該当するものについては、民事保全法の規定により、当該人格権を被保全権利として、裁判所に接近禁止その他の仮処分を申立てを行う方法があることも周知すべきである。</p>	<p>・児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯の取締りの推進（警察庁）</p> <p>・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号）の施行（平成15年9月13日・12月1日施行）（警察庁）</p> <p>・「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成（警察庁）</p> <table border="1" data-bbox="1019 368 1603 671"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">件数</th> <th colspan="6">人員</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th colspan="2">児童買春</th> <th colspan="2">児童ポルノ</th> <th>計</th> <th colspan="2">児童買春</th> <th colspan="2">児童ポルノ</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> <th>うちテレホンクラブ営業に係るもの</th> <th>うち出会い系サイト利用に係るもの</th> <th>うちインターネット利用に係るもの</th> <th></th> <th>うちテレホンクラブ営業に係るもの</th> <th>うち出会い系サイト利用に係るもの</th> <th>うちインターネット利用に係るもの</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>1,945</td> <td>1,731</td> <td>212</td> <td>791</td> <td>214</td> <td>102</td> <td>1,374</td> <td>1,182</td> <td>174</td> <td>568</td> <td>192</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>2,091</td> <td>1,902</td> <td>478</td> <td>787</td> <td>189</td> <td>140</td> <td>1,366</td> <td>1,201</td> <td>356</td> <td>493</td> <td>165</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>増減数</td> <td>145</td> <td>171</td> <td>266</td> <td>4</td> <td>25</td> <td>38</td> <td>8</td> <td>19</td> <td>182</td> <td>75</td> <td>27</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>増減率</td> <td>7.0</td> <td>9.0</td> <td>55.6</td> <td>0.5</td> <td>13.2</td> <td>27.1</td> <td>0.6</td> <td>1.6</td> <td>51.1</td> <td>15.2</td> <td>16.4</td> <td>3.8</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>1,562</td> <td>1,410</td> <td>503</td> <td>379</td> <td>152</td> <td>128</td> <td>1,026</td> <td>898</td> <td>357</td> <td>237</td> <td>128</td> <td>99</td> </tr> </tbody> </table>	区分	件数						人員						計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ				うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの		うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの			年											15	1,945	1,731	212	791	214	102	1,374	1,182	174	568	192	100	14	2,091	1,902	478	787	189	140	1,366	1,201	356	493	165	104	増減数	145	171	266	4	25	38	8	19	182	75	27	4	増減率	7.0	9.0	55.6	0.5	13.2	27.1	0.6	1.6	51.1	15.2	16.4	3.8	13	1,562	1,410	503	379	152	128	1,026	898	357	237	128	99
区分	件数						人員																																																																																																									
	計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ																																																																																																							
		うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの		うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの																																																																																																								
年																																																																																																																
15	1,945	1,731	212	791	214	102	1,374	1,182	174	568	192	100																																																																																																				
14	2,091	1,902	478	787	189	140	1,366	1,201	356	493	165	104																																																																																																				
増減数	145	171	266	4	25	38	8	19	182	75	27	4																																																																																																				
増減率	7.0	9.0	55.6	0.5	13.2	27.1	0.6	1.6	51.1	15.2	16.4	3.8																																																																																																				
13	1,562	1,410	503	379	152	128	1,026	898	357	237	128	99																																																																																																				

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
		<p>・ C「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点」</p> <p>1 当面の課題</p> <p>(1) 保護命令の対象の拡大 元配偶者への拡大 婚姻関係を解消したとはいえ、元配偶者との関係は、配偶者に準じた特別の関係であると言うことができることから、元配偶者も保護命令によって保護する対象の範囲に含めることを検討すべきである。 子どもへの拡大 接近禁止命令により保護する対象に被害者の同伴する子どもを加えることを検討すべきである。</p> <p>(2) 保護命令の制度の改善 退去命令の期間延長 退去命令の期間を2週間から1か月に延長することを検討すべきである。 再度申立ての改善 被害者の負担を考え、更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことに関して、再度、支援センターや警察に相談等を求めた事実を、保護命令の再度の申立てに活用できるようにすることを検討すべきである。 退去住居付近のはいかい禁止 接近禁止命令と退去命令が併せて発令された場合には、共に生活の本拠とする住居の付近を加害者がはいかいすることを禁止することを検討すべきである。</p> <p>(3) その他の課題 暴力の定義規定の変更 第1条の定義においては、暴力を精神的暴力を含む概念として整理することを検討すべきである。ただし、保護命令申立ての理由となる暴力については、別途検討が必要である。 自立支援の明確化 担当機関の責務を明確にし、担当機関の協力を求めやすくするための規定を、あえて配偶者暴力防止法に置くことも検討すべきである。 自立支援の内容については、現行の規定が例示している被害者への情報提供のみに止まるとなく、配偶者暴力相談支援センターにおいて、様々な運用上の改善に積極的に取り組むことが必要である。</p>	<p>・ 都道府県に対する配偶者暴力防止法の見直しに関する意見等の調査の実施（内閣府 15年3月） 46都道府県から計517件の意見が寄せられた。</p> <p>・ 改正配偶者暴力防止法には、以下の改正事項が盛り込まれた。（平成16年6月公布、12月施行）</p> <p>(1) について 元配偶者に対する保護命令 離婚後も、元配偶者から引き続き受ける身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合には、裁判所が保護命令を発することとされた。</p> <p>(1) について 被害者の子への接近禁止命令 配偶者が被害者の幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っている等の事情があることから、被害者がその同居している未成年の子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、裁判所は、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の子への接近禁止命令を発することとされた。</p> <p>(2) について 退去命令の期間の拡大 退去命令の期間が2月間に拡大された。</p> <p>(2) について 保護命令の再度の申立手続の改善 保護命令の再度の申立てをする場合において、配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対する相談等の事実に係る所定の事項が申立書に記載されているときは、公証人面前宣誓供述書の添付を不要とされた。</p> <p>(2) について 被害者と共に生活の本拠としている住居付近のはいかひの禁止 退去命令において、被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去に加え、当該住居の付近のはいかひの禁止を命ずることとされた。</p> <p>(3) について 「配偶者からの暴力」の定義の拡大 本法において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうこととされるとともに、離婚後に元配偶者から引き続き受けるこれらの暴力又は言動もこれに含まれた。なお、保護命令に関する規定及び警察本部長等の援助に関する規定等については身体に対する暴力のみを対象とするものとして整理されたほか、定義の拡大に伴い、前文について所要の改正がなされた。</p> <p>(3) について 被害者の自立支援の明確化等 (1) 国及び地方公共団体の責務 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有することとされた。 (2) 基本方針及び基本計画 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならないこととされた。また、主務大臣は、都道府県に対し基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めることとされた。 (3) 配偶者暴力相談支援センターによる自立支援の明確化及び調整機能の発揮等 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等を、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記することとされた。 (4) 民間団体との連携 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体との連携に努めることとされた。 (5) 福祉事務所による自立の支援 福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずよう努めることとされた。 (6) 関係機関の連携協力 都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとされた。</p>

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																				
	<p><b>(3)女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり</b></p> <p><b>安全・安心まちづくりの推進</b> 近年、公共施設や共同住宅等の住居において女性・子どもを対象とした犯罪が増加していることから、自治体や施設管理者等と連携しながら、犯罪防止に配慮した構造・設備を有する道路、公園等の施設の普及を図ることにより、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを推進する。</p> <p><b>防犯対策の強化</b> 女性に対する暴力など身近な犯罪を予防・検挙するため、交番・駐在所を拠点としたパトロールを強化するとともに、ボランティア団体、自治体等と連携しつつ、被害防止のための講習会の開催、防犯ビデオ・マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯機器の貸出し、相談等による指導、助言等を積極的に行う。また、女性に対する暴力等の被害者の再被害を防止し、その不安感を解消するため、被害者の要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を更に推進する。</p> <p><b>有害環境の浄化対策の推進</b> 臭いなどの広告物等の貼付等を行う供給元に対する取締りを実施するとともに、これらの広告物等の撤除活動を推進する。また、様々なメディアにおける性に関する情報の氾濫やテレホンクラブ等の性を売り物とする営業の増加に伴い、特に児童の性的な被害が増加していることから、不法事案の積極的な取締り等による環境浄化を図るとともに、地方公共団体の青少年保護育成条例等について地方公共団体に各種の助言や情報提供を行うことや、性や暴力に関する有書書類等が青少年に販売されないよう関係団体へ働きかけることなどを推進する。さらに、関係機関・団体等と連携して児童の権利の保護や青少年を取り巻く有害環境浄化に関する広報・啓発活動を推進する。</p>	<p>関連提言等</p> <p>「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針 - 情報化社会の進展に対応して -」（平成16年4月7日 青少年育成推進課長会議申合せ）の中で、国の取組事項、国から地方公共団体への要請事項、国から関係業界団体への要請事項を提言</p> <p>・D「1 性犯罪」 (3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成 ア わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット等の制限 インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為については、厳正な取締りに努めるべきである。 今後、諸外国と連携しつつ、IT技術の進展に対応した取組に努めていくことが必要である。 児童に対しては、風営適正化法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）、青少年保護育成条例等により、児童が有害な情報を目にしないような規制がなされており、今後ともこのような児童に対する特別な配慮を行う必要がある。 こうした政府の取組と合わせ、これらわいせつな雑誌等については、それらの業界においても、自らの社会的な役割を自覚するとともに、業界の健全な発展が最終的に利益につながることを認識し、自主的な規制に取り組んでいくことが望まれる。</p>	<p>安全・安心まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年2月に「安全・安心まちづくり推進要綱」を制定するとともに、これに基づいて</li> <li>・街頭緊急通報システム整備事業 「歩いて暮らせる街づくりモデルプロジェクト」（平成13年度）、「安全・安心モデル」（平成14年度）、補助事業（平成15年度）として道路、公園等に警察への通報や映像の伝送が可能な街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）を整備（警察庁 平成13年度～）</li> <li>・子ども緊急通報装置整備事業 通学路、児童公園等において子どもが犯罪被害に遭いにくい環境を創出するため、子どもを守る緊急支援対策事業として全国47箇所の通学路の通学路、児童公園等に、警察署への緊急通報が可能な「子ども緊急通報装置」を整備（警察庁 平成14年度～）</li> </ul> <p>防犯対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに対する犯罪を防止するために、子どもが自ら防犯上の対策を身に付けるとともに、保護者、学校関係者及び地域住民が子どもたちに防犯指導するための教本として子ども防犯テキストを製作し、全国の小学校及び警察署に配付（警察庁 平成14年度～）</li> <li>・地域における犯罪の発生件数のみならず、多発している罪種・手口の分析結果や犯罪からの具体的な防犯手段等を含んだ幅広い情報の提供に努めている。また、情報の提供方法についても、警察官による巡回連絡や町内会等を通じた提供はもとより、学校における児童、生徒等を通じた保護者への提供や犯罪の被害を受けやすい業種に係る業界団体を通じた提供、テレビ、ラジオ等の報道機関への素材提供やインターネット等の電子媒体を活用した提供等を実施（警察庁）</li> <li>・地域での犯罪発生状況や具体的な防犯対策が容易に理解され、自主防犯行動が実践されるよう、積極的に参加・体験・実践型の防犯教育（学習）を実施するとともに、防犯相談を実施（警察庁）</li> </ul> <p>有害環境の浄化対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTAが実施するテレビ番組のモニタリング調査を支援（文部科学省）</li> <li>・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号）の成立を受けての教育・啓発を推進（文部科学省）</li> <li>・青少年を取り巻く有害環境対策に資するため、海外のNPO等の先進的な取組に関する実地調査等を実施（文部科学省13年度～15年度）</li> <li>・青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、地域における推進体制を整備し、情報活用能力等の育成及び啓発活動の推進を図るモデル事業を実施するとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を実施（文部科学省 16年度～）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年8月、～ についての取組状況を取りまとめた（内閣府）</li> <li>・青少年の非行問題に取り組む全国強調月間（7月）及び全国青少年健全育成強調月間（11月）において、青少年の非行防止・保護等に向けた気運醸成及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動を推進（内閣府）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号）の施行（平成15年9月13日・12月1日施行）（警察庁）</li> <li>・「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成（警察庁）（7-1（2） 前掲）</li> <li>・福祉犯（少年の心身に有害な影響を与える等少年の福祉を害する犯罪）の取締りの推進（警察庁）</li> </ul> <p>主な福祉犯の法令別送致人員</p> <table border="1" data-bbox="1019 1300 1496 1500"> <thead> <tr> <th>法令</th> <th>総数</th> <th>児童福祉法</th> <th>売春防止法</th> <th>職業安定法</th> <th>労働基準法</th> <th>風営適正化法</th> <th>青少年保護育成条例</th> <th>児童買春・児童ポルノ法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年</td> <td>6,019</td> <td>592</td> <td>94</td> <td>121</td> <td>55</td> <td>833</td> <td>1,775</td> <td>1,374</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>6,221</td> <td>573</td> <td>134</td> <td>116</td> <td>65</td> <td>929</td> <td>1,725</td> <td>1,366</td> </tr> <tr> <td>13年</td> <td>6,379</td> <td>617</td> <td>126</td> <td>130</td> <td>139</td> <td>940</td> <td>1,663</td> <td>1,026</td> </tr> </tbody> </table>	法令	総数	児童福祉法	売春防止法	職業安定法	労働基準法	風営適正化法	青少年保護育成条例	児童買春・児童ポルノ法	15年	6,019	592	94	121	55	833	1,775	1,374	14年	6,221	573	134	116	65	929	1,725	1,366	13年	6,379	617	126	130	139	940	1,663	1,026
法令	総数	児童福祉法	売春防止法	職業安定法	労働基準法	風営適正化法	青少年保護育成条例	児童買春・児童ポルノ法																															
15年	6,019	592	94	121	55	833	1,775	1,374																															
14年	6,221	573	134	116	65	929	1,725	1,366																															
13年	6,379	617	126	130	139	940	1,663	1,026																															

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
		<p>イ 性犯罪を許さない社会環境の醸成 性犯罪の防止のためには、社会の各界において、女性の性を商品化するような世相への批判を強め、性犯罪は許されるものではなく、その発生防止は国民一人ひとりの責務であるとの意識啓発を行っていくことが必要であり、女性の人権を尊重する啓発活動に努めるべきである。 学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する必要がある。</p> <p>・ D 「2 売買春・児童買春・人身取引（トラフィッキング）」 (2) 児童買春 児童買春については、児童買春・ポルノ法等に基づいて児童買春をした者や児童買春の周旋をした者等に対する厳正な取締りに、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。 援助交際については、これが児童買春につながるものであることを認識するとともに、児童が自分を大切に、売春に走らないような指導啓発を家庭教育・学校教育の機会等を通じて推進する必要がある。 出会い系サイトの利用に起因する児童買春等による児童の被害が多発していることから、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行うとともに、国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する必要がある。 買春側の大人に対する社会的、倫理的啓発活動や加害者の再犯防止対策についても検討する必要がある。</p>	<p>・ 児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯の取締りの推進（警察庁）（7-1（2）に前掲）</p> <p>・ 「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成（警察庁）（7-1（2）に前掲）</p> <p>・ 女性に対する暴力をなくす運動（毎年11月12日～25日）期間中に売買春を含む女性に対する暴力を根絶するためのポスターやリーフレットの配布（男女共同参画推進本部 平成14年、16年）</p>

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																								
	<p><b>(4)女性に対する暴力に関する調査研究</b></p> <p><b>被害の実態把握</b> 女性に対する暴力についての確かな施策を実施し、社会の問題意識を高めるため、定期的な実態把握のための調査を実施する。また、効率的な実態把握のため、既存の統計調査についても、統計データの活用や調査項目の見直しを検討する。</p>	<p>・ B「1 調査研究の今後の進め方について」 (1)基本事項 今後の調査研究を効率的に進めるため、地方も含めた公的機関や民間団体等が実施した有意義な調査研究を把握し、整理しておくことが必要である。 調査研究を進めるに当たっては、関係府省庁が連携協力することが必要である。 地方公共団体や民間団体の中には、これまで多くの有意義な調査研究を行っているところもあることから、必要があれば、これら団体との実質的連携を図りつつ調査研究を進めることが必要である。</p> <p>・ B「1 調査研究の今後の進め方について」 (2)被害者に関する調査研究 配偶者暴力防止法の施行後における実態を把握するため、引き続き、配偶者からの暴力の被害実態に関する調査を行うことが必要である。 調査研究に当たり被害者と接する必要がある場合は、その心情に十分配慮し、二次的被害を発生させないよう留意することが必要である。 支援者の「代理受傷」や「バーンアウト」の実態や相談等の業務が支援者の心身の健康に与える影響などについての調査研究を行うことも必要である。 配偶者からの暴力が、次の世代に与える影響について調査することが必要である。</p> <p>・ 男女共同参画会議の「政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について」において、女性に対する暴力に関する統計情報は、一般国民への提供の段階で性別データが表示されていないものがあるため、女性の置かれた状況を客観的に把握する上で基礎的な統計情報については、性別データの継続的収集、整備、提供が必要であることを意見として決定（15年7月）。</p>	<p>・ ホームページにおいて、国及び地方公共団体が実施した女性に対する暴力に関する調査研究一覧を提供（調査結果をホームページ上で公表しているものについては、当該ホームページとリンク）（内閣府 平成15年度）</p> <p>被害の実態把握</p> <p>・ 配偶者等からの暴力に関する事例調査（内閣府 平成12年度） 夫・パートナーからの暴力の被害経験を有する女性62人から、暴力被害の内容、暴力を振るう加害者、被害者が得た支援等について聞き取り調査を実施。</p> <p>・ 配偶者等からの暴力に関する調査（内閣府 平成14年度）</p> <table border="1" data-bbox="1039 778 1861 868"> <thead> <tr> <th>配偶者や恋人からの身体的暴行、心理的脅迫、性的強要について</th> <th>女性</th> <th>男性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いづれか又はいくつかをこれまでに1度でも受けたことがある</td> <td>19.1%</td> <td>9.3%</td> </tr> <tr> <td>これらの行為により命の危険を感じた</td> <td>4.4%</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>ケガをして医師の治療を受けた</td> <td>2.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>配偶者暴力防止法の周知度</p> <table border="1" data-bbox="1039 938 1547 1007"> <tbody> <tr> <td>法律の成立も、その内容も知っている</td> <td>18.9%</td> </tr> <tr> <td>法律の成立は知っているが、内容はよく知らない</td> <td>53.6%</td> </tr> <tr> <td>法律の成立も、その内容も知らなかった</td> <td>26.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>公的機関の関与の必要性</p> <p>「何らかの形で関わるべき」と考える人が増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医師の治療が必要とされない程度の暴行をひんぱんにうけること 87.4%（平成11年度 76.9%）</li> <li>医師の治療が必要とされない程度の暴行を何年かに一度うけること 49.5%（平成11年度 31.1%）</li> </ul> <p>・ 配偶者等からの暴力に係る相談員等の支援者に関する実態調査（内閣府 平成15年度） 相談員等の支援者に対し、職場環境や加害者からの妨害行為等を全国的に把握・分析し、相談の質の向上や支援者のバーンアウト（燃え尽き）防止に何が必要か調査を実施。</p> <p>・ 配偶者からの暴力に関する取組状況等調査（内閣府 平成15年6～7月） 配偶者からの暴力について、対応マニュアルの作成状況</p> <table border="1" data-bbox="1039 1334 1435 1442"> <tbody> <tr> <td>作成した</td> <td>32都道府県市</td> </tr> <tr> <td>現在、作成中</td> <td>4県市</td> </tr> <tr> <td>作成していない</td> <td>24県市</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成14年度、15年度の新規事業や取組（都道府県対象）先駆的な取組を行っている市区町村</p>	配偶者や恋人からの身体的暴行、心理的脅迫、性的強要について	女性	男性	いづれか又はいくつかをこれまでに1度でも受けたことがある	19.1%	9.3%	これらの行為により命の危険を感じた	4.4%	0.7%	ケガをして医師の治療を受けた	2.0%	0.5%	法律の成立も、その内容も知っている	18.9%	法律の成立は知っているが、内容はよく知らない	53.6%	法律の成立も、その内容も知らなかった	26.4%	作成した	32都道府県市	現在、作成中	4県市	作成していない	24県市
配偶者や恋人からの身体的暴行、心理的脅迫、性的強要について	女性	男性																									
いづれか又はいくつかをこれまでに1度でも受けたことがある	19.1%	9.3%																									
これらの行為により命の危険を感じた	4.4%	0.7%																									
ケガをして医師の治療を受けた	2.0%	0.5%																									
法律の成立も、その内容も知っている	18.9%																										
法律の成立は知っているが、内容はよく知らない	53.6%																										
法律の成立も、その内容も知らなかった	26.4%																										
作成した	32都道府県市																										
現在、作成中	4県市																										
作成していない	24県市																										

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p><b>加害者の研究</b></p> <p>矯正施設に収容された加害者を対象とした各種教育的働きかけの充実を図るための調査・研究に努め、また、保護観察に付された加害者を対象に指導監督、補導援護の充実を図るとともに、効果的な保護観察の実施方策についての調査、研究を行う。</p>	<p>・ B「1 調査研究の今後の進め方について」 (3)加害者に関する調査研究 加害者に関する先駆的取組を行っている海外の状況や国内の加害者の実態等について調査を行うことが必要である。 内閣府を中心に関係省庁が連携し、刑務所等に収容されている以外の様々な加害者の実態把握が行えるよう、その方法について工夫することが必要である。 生活全体にわたる幅広い視点から加害者の更生を行う方法や事例について調査研究することが必要である。</p> <p>・ C「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点」 3 長期的課題 加害者更生 諸外国と我が国を比べると、司法制度等が異なっている部分も多く、外国の制度をそのまま我が国に導入することは難しい面がある。今後は対象とする加害者、加害者に対する働きかけの内容、加害者が働きかけを受ける契機、被害者の安全確保、実施機関などについて、調査検討を更に進めていくことが必要である。 加害者が保護命令を受けたことなどによって自暴自棄となり、不測の事態を起こしたりしないようにする方策についても検討する必要がある。</p>	<p>加害者の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究（内閣府） <ul style="list-style-type: none"> <li>14年度 諸外国における加害者更生の制度や仕組みを中心に調査研究を実施。</li> <li>15年度 諸外国における加害者更生プログラムの具体的な手法について調査し、日本における加害者向けプログラムが最低限満たすべき基準及び実施に際しての留意すべき事項について調査研究を実施。</li> <li>16年度 暴力を防止するため、加害者向け及び一般向けの教育方法等の調査研究を実施。</li> </ul> </li> <li>・ 配偶者に対する暴力にかかる加害者の問題性に焦点を当てた保護観察の効果的運用に努める。（法務省）</li> <li>・ 矯正施設に収容されている加害者を対象とした各種教育的働きかけの充実を図るための調査研究を実施（法務省）</li> <li>・ 「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」として、配偶者による暴力等が刑事事件となった事案を取り上げ、取り分け加害者に焦点を当ててその特性を明らかにするべく分析を実施する等の研究を実施。（法務省 平成14年度～15年度）</li> </ul>

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連機関等	施策の実施状況及び関連統計等																																																																							
<p>2 夫・パートナーからの暴力への対策の推進</p>	<p>(1)関係機関の取組及び連携の推進</p> <p><b>関係機関の取組</b> 警察においては、平成11年12月に制定した「女性・子どもを守る施策実施要綱」等に沿った取組の一層の推進を図っていくとともに、これらに基づき、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を推進する。また、主として女性警察職員を担当者とする「女性に対する暴力」対策係を各警察署に設置し、被害者の立場に立った対応を進める。 人権擁護機関においては、人権相談等において、夫・パートナーからの暴力を十分理解した積極的対応に努める。 婦人相談所においては、緊急一時保護や各種相談活動において、機能等の充実や広域措置の推進に努める。</p>	<p><b>関連機関等</b></p> <p>・ A 「1 総論」 ア 行政機関の取組姿勢 この法律の基本が被害を受けた人の支援にあることを前提として、取り組むことが必要である。 全国知事会、全国市長会、全国町村会などの場を活用し、配偶者からの暴力に関する施策の推進について、説明することが必要である。</p> <p>イ 法律の対象 法律が対象とする被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）も当然含まれていることにも留意することが必要である。</p> <p>・ A 「2 配偶者暴力相談支援センター等」 ア 関係施設の体制整備 各都道府県がどの施設において支援センターの役割を果たそうとしているのかについて調査し、施設の指定について適切な情報提供を行うことが必要である。 支援センターの機能を果たす予定の各施設に対し、被害者を適切に支援するための相談体制を充実させるなど、法律施行に向けた準備に努めるよう要請する必要がある。 都道府県の支援センターに必要な警備体制を確立できるよう、施策を推進することが必要である。</p> <p>イ 関係資料の整備 内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省等の関係府省庁から発出された配偶者からの暴力に関する通達等について、必要に応じ、分かりやすく整理した上で、都道府県、市町村の窓口に配付することが必要である。</p> <p>・ A 「2 配偶者暴力相談支援センター等」 一時保護については、婦人相談所が自ら行う、又は婦人相談所が一定の基準を満たす施設に委託して行うこととなっている。</p> <p>・ A 「3 医療関係者による通報・情報提供」 ア 法律内容等の周知 医療関係者に対し、行政機関だけでなく日本医師会等の医療関係者の団体を通じて、配偶者からの暴力の実態や法律そのものの存在を知らせていくことから始めることが必要である。</p> <p>イ 通報 医療関係者は、配偶者からの暴力の被害を発見する機会も多いことから、通報することの意義や被害者の意思の尊重等について理解してもらえよう、分かりやすく周知することが必要となる。周知に当たっては、行政機関だけでなく、医療関係者の団体にも協力を依頼し、日本医師会等を通じて、医療関係者に周知徹底する必要がある。</p> <p>ウ 情報の提供</p>	<p><b>施策の実施状況及び関連統計等</b></p> <p>関係機関の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各都道府県における配偶者暴力相談支援センターの設置状況（平成14年4月1日～）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1019 284 1646 451"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年4月</th> <th>平成15年4月</th> <th>平成16年4月</th> <th>平成16年10月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婦人相談所</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>47</td> <td>47</td> </tr> <tr> <td>女性センター</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>福祉事務所</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>児童相談所</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>その他（支庁等）</td> <td>0</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>87</td> <td>103</td> <td>106</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数調べ（内閣府 14年4月～）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1019 491 1541 592"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女性</td> <td>35,797件</td> <td>43,054件</td> <td>11,789件</td> </tr> <tr> <td>男性</td> <td>146件</td> <td>171件</td> <td>51件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>35,943件</td> <td>43,225件</td> <td>11,840件</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 平成16年度は4月から6月までの件数である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者からの暴力に関する取組状況等調査（内閣府 平成15年6～7月） 配偶者からの暴力について、対応マニュアルの作成状況 作成した 32都道府県市 現在、作成中 4県市 作成していない 24県市 平成14年度、15年度の新規事業や取組（都道府県対象）先駆的な取組を行っている市区町村</li> <li>・ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供（内閣府 14年度～）（1(2)に前掲） 平成11年12月に制定した「女性・子どもを守る施策実施要綱」等に沿った取組みを図るとともに、各警察署に「女性に対する暴力」対策係及びその機能を果たす係を設置し、被害者の立場に立った対応を進めている。（警察庁）</li> <li>・ 一時保護委託制度の創設（厚生労働省 14年度～） 一時保護委託契約施設数 168(16年3月1日)</li> <li>・ 種類別人権侵害事件の受理件数（法務省） 1. 暴行虐待（夫の妻に対するもの）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1019 1027 1646 1075"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,674</td> <td>2,946</td> <td>3,152</td> <td>2,972</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>2. 強制・強要（夫の妻に対するもの）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1019 1098 1646 1145"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>931</td> <td>1,297</td> <td>1,317</td> <td>1,298</td> </tr> </tbody> </table>		平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成16年10月	婦人相談所	47	47	47	47	女性センター	12	13	14	14	福祉事務所	20	20	22	36	児童相談所	8	8	8	8	その他（支庁等）	0	15	15	15	合計	87	103	106	120		平成14年度	平成15年度	平成16年度	女性	35,797件	43,054件	11,789件	男性	146件	171件	51件	合計	35,943件	43,225件	11,840件	年	12	13	14	15	件数	2,674	2,946	3,152	2,972	年	12	13	14	15	件数	931	1,297	1,317	1,298
	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成16年10月																																																																						
婦人相談所	47	47	47	47																																																																						
女性センター	12	13	14	14																																																																						
福祉事務所	20	20	22	36																																																																						
児童相談所	8	8	8	8																																																																						
その他（支庁等）	0	15	15	15																																																																						
合計	87	103	106	120																																																																						
	平成14年度	平成15年度	平成16年度																																																																							
女性	35,797件	43,054件	11,789件																																																																							
男性	146件	171件	51件																																																																							
合計	35,943件	43,225件	11,840件																																																																							
年	12	13	14	15																																																																						
件数	2,674	2,946	3,152	2,972																																																																						
年	12	13	14	15																																																																						
件数	931	1,297	1,317	1,298																																																																						

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
		<p>通報するかどうかとは関わりなく、配偶者からの暴力を受けたと思われる者が患者として来た場合は、その患者に、近くの相談機関の連絡先等に関する具体的情報を提供することによって、被害者が相談機関に相談に行く契機をつくることが重要であり、医療関係者に対し、行政機関だけでなく日本医師会等を通じてこうした情報を周知することが必要となる。周知に当たっては、医療関係者が、近くの相談機関の連絡先等を記載した、加害者に気付かれないような小さな紙片などを被害者に手渡すなど、有効な方法について示唆することも重要である。</p> <p>・ A「4 保護命令」                      (1)法律の円滑な施行に向けた意見                      行政は、保護命令の発出のための書面の提出や発出後の通知が円滑に行われるよう、司法と緊密に連携を図り、被害者の保護が的確に行われるよう努めることが必要である。</p> <p>(3)裁判所に対する期待                      各種研修に配偶者からの暴力に関する問題を積極的に取り入れ、裁判官を始めとする裁判所職員に、配偶者からの暴力の特性等が正しく理解されるよう努める。                      裁判に日数がかかることによって、申立人が重大な危害を被る可能性がますます増大していることから、「速やかに裁判をするものとする。」との法律の規定を踏まえ、この実現に努める。                      審尋期日等に申立人が裁判所に出頭する場合などにおいて、加害者が被害者に対し暴力を振るう可能性もあることから、被害者と加害者が不用意に顔を合わせないように、特段の注意を払う。</p>	

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「『配偶者暴力防止法の施行状況等について』（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p><b>関係機関の連携</b></p> <p>夫・パートナーからの暴力への対応を事例の段階に応じて効果的に譲るため、犯罪が行われたおそれがある状況が認められた場合や自立支援が必要な場合及び加害者の追跡から逃れる必要がある場合など様々な被害者の状況に応じて関係機関や関係者が有機的に連携していくような方策について検討する。また、関係者による通報についても守秘義務との関係も含め検討する。</p> <p>さらに、いわゆる民間シェルターや社会福祉法人など民間組織との関係や、活動の支援等の連携の在り方についても検討する。</p>	<p>・ A「2 配偶者暴力相談支援センター等」</p> <p>ウ 関係機関の連携</p> <p>(7) 国レベルでの連携</p> <p>法律は内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省の共管となっていることから、まず、国レベルにおいて連携を図ることが必要である。内閣府が中心となって関係府省庁が連携を深め、それぞれの府省庁が所掌する各機関が、法律の施行に当たりのような役割を担うのかについて、共通認識を持つことが必要である。</p> <p>(イ) 支援センターとなる施設間の連携</p> <p>支援センターの機能を果たす都道府県内の複数の施設の連携の中心となる施設を必ず1か所指定することが求められ、各都道府県に対し、このことを要請することが必要である。</p> <p>(ウ) 支援センターと関係機関、団体等との連携</p> <p>都道府県に対し、関係機関、団体等の連携についてのモデルを示すとともに、適切にネットワーク作りが行われている都道府県の情報を他の都道府県に提供するなどの方法で、連携の在るべき姿について、十分な説明を行う必要がある。</p> <p>(エ) 都道府県間の連携</p> <p>全国連絡会議を定期的に開催するなど、支援センターの地域間格差を解消するための施策を推進することが必要となる。</p> <p>被害者の支援に関し、他府県にどのような関係機関、団体等が存在するか不明であれば、都道府県間の連携は困難であることから、これらの情報を関係機関、団体等で共有できるよう、情報を提供することが必要である。</p> <p>・ A「2 配偶者暴力相談支援センター等」</p> <p>市町村や民間団体等を含む関係機関、団体と実質的に連携を図り、被害者の円滑な保護に努める。</p> <p>・ B「2 民間団体に対する援助の在り方について」</p> <p>(1) 情報提供について</p> <p>民間の団体が、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を円滑に行うことができるよう、法律、制度、国及び地方公共団体の取組等に関する情報を幅広く迅速にかつ継続的に提供することが必要である。</p>	<p>関係機関の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議の開催（随時）（1(2) に前掲）</li> <li>・ 配偶者暴力防止法に基づく基本方針の策定に当たり、主務官庁及び関係省庁間で協議を行うなど共通認識の共有に努めた。（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、総務省、文部科学省、国土交通省）</li> <li>・ 全国配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議の開催（内閣府 年2回）（1(2) に前掲）</li> <li>・ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供（内閣府 14年度～）（1(2) に前掲）</li> <li>・ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備（厚生労働省 14年度～）</li> <li>・ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供（内閣府 14年度～）（1(2) に前掲）</li> <li>・ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成（内閣府 平成14年2月）（1(2) に前掲）</li> </ul>

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																		
	<p><b>(2)相談体制の充実</b>  <b>相談体制の充実</b>                      警察においては、各都道府県警察の相談窓口を利用しやすくしたり、事情聴取に当たっては、被害者を去から引き離して別室で行うことなどにより、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図る。                      人権擁護機関においては、全国の常設相談所等において相談を受けるとともに、専用相談電話「女性の権利ホットライン」を設置し、女性のための特設人権相談所を随時開設するなど、相談体制の充実強化を図る。                      婦人相談所においても職員研修などを通じて相談機能の充実に努める。                      さらに、24時間対応できる公的な専門的相談体制について検討を行う。</p>	<p>・ A「5 職務関係者に対する研修」                      ア 研修の対象                      配偶者からの暴力にかかわりのある者については、広く研修を行うべきである。例えば、支援センターの機能を果たす施設の職員、警察職員、検察職員、裁判所職員、弁護士、公証人、法務局職員、人権擁護委員、行政相談委員、医療関係者、福祉事務所職員については、研修が必要である。また、関係機関の業務の方向性に大きな影響を与える責任ある立場の者については、特に研修が必要となる。                      実際に被害者の相談に当たる職務関係者については、重点的に掘り下げた研修を行い、それ以外の職務関係者については、最低限の情報を提供するなど、研修の対象に応じた実効性のある研修を行うことが必要である。                      研修は、職務関係者それぞれを所管する府省庁において、計画的に実施することとする。</p> <p>イ 研修方法                      国において、共通の研修モデルプランを作成し、地域によって研修方法等に差が生じないように配慮することが必要である。</p> <p>ウ 講師                      関係府省庁で研修を実施するに当たっては、保護業務経験者（民間団体等において被害者保護に実際に携った経験を有する人）を研修の講師とすることが有効である。</p> <p>エ 研修教材                      職務関係者に共通の基礎的事項については、各機関で共通認識を持つ必要があることから、これらの基礎的事項について、内容を統一した教材を作成することが必要である。</p> <p>・ C「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点」                      2 中期的課題                      身近な相談窓口等の設置                      被害者の利便性を考えると、都道府県内に、もう少し身近に相談等を行える支援センター施設があることが望ましい。                      今後は、都道府県の施設又は市町村の施設を活用して、都道府県内の様々な地域に支援センター施設を設置するために、その方策について、更に検討する必要がある。                      外国人被害者の保護                      あえて外国人被害者にも保護が及ぶことを明文で規定することも検討していく必要がある。                      運用においても、外国人に特有の事情を理解し、これに即した対応がとられるよう十分な配慮をしていかなければならない。</p> <p>・ A「2 配偶者暴力相談支援センター等」                      休日、夜間にも適切に被害者の相談等に対応できるよう、職員体制の整備に努める。</p>	<p>相談体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成（内閣府 平成14年2月）（1(2) 前掲）</li> <li>・ 広報誌やホームページ等による配偶者からの暴力被害者支援情報の提供（内閣府 14年度～）（1(2) 前掲）</li> <li>・ 各種相談窓口の整備・充実を推進（7-1(2) 前掲）（警察庁）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「配偶者暴力防止法」の施行に伴う相談実務研修の開催（内閣府 平成14年2月）（1(2) 前掲）                      女性センターの相談員等への研修</li> <li>・ 男女共同参画に関する「相談研修」の開催（1(2) 前掲）                      女性センター等の相談員を管理する立場にある職員等への研修（内閣府 平成15年2月）                      女性センターと支援センターの相談事業を統括する立場にある管理職への研修（内閣府 平成16年3月）                      配偶者暴力防止法改正に伴う「相談管理職研修」の開催（内閣府 平成16年10月）</li> <li>・ 配偶者からの暴力に関する講演会及び専門研修の開催（内閣府 平成16年3月）（1(2) 前掲）                      海外から講師を招聘し、国及び地方公共団体の職員等を対象に、配偶者からの暴力の加害者更生に関する講演会及び専門研修を実施。</li> <li>・ 全国配偶者暴力相談支援センター担当者連絡会議の開催（内閣府 年2回）（1(2) 前掲）</li> <li>・ 研修用教材「配偶者からの暴力 相談の手引」を作成（内閣府 平成14年2月）（1(2) 前掲）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政相談委員に対して、ドメスティック・バイオレンスをテーマとした研修や、男女共同参画社会の形成に関する一般研修を実施（総務省）（1(2) 前掲）</li> </ul> <p>・ 女性の権利ホットラインの利用件数（法務省）</p> <table border="1" data-bbox="1019 774 1646 821"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>平成12年(7-12月)</th> <th>13年</th> <th>14年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>2,326</td> <td>9,623</td> <td>22,945</td> <td>29,115</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正配偶者暴力防止法には、以下の改正事項が盛り込まれた。（平成16年6月公布、12月施行）                      市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施                      市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができることとされた。</li> </ul> <p>外国人、障害者等への対応                      職務関係者は、その職務を行うに当たり、被害者の国籍、傷害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないこととされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 婦人相談所等の職員への専門研修（厚生労働省 14年度～）（1(2) 前掲）</li> <li>・ 婦人相談所における休日及び夜間の相談体制の強化（厚生労働省 14年度～）</li> <li>・ 同伴乳幼児の対応を行う指導員を配置（厚生労働省）</li> <li>・ 婦人相談所及び婦人相談員の配偶者からの暴力被害者の相談件数</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1164 1420 1646 1468"> <thead> <tr> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,176件</td> <td>13,071件</td> <td>17,611</td> <td>19,243</td> </tr> </tbody> </table>	年	平成12年(7-12月)	13年	14年	15年	件数	2,326	9,623	22,945	29,115	12年度	13年度	14年度	15年度	9,176件	13,071件	17,611	19,243
年	平成12年(7-12月)	13年	14年	15年																	
件数	2,326	9,623	22,945	29,115																	
12年度	13年度	14年度	15年度																		
9,176件	13,071件	17,611	19,243																		

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																														
	<p><b>(3)被害者の保護・自立支援</b></p> <p><b>緊急一時保護</b></p> <p>婦人相談所等への警備員の配置により被害女性の安全を確保する等、緊急一時保護等の体制の充実に努めるとともに、必要に応じ他の都道府県に被害者を移送する広域保護を推進する。さらに、緊急一時保護について、その制度的位置付けも含め幅広く検討する。</p> <p><b>自立支援</b></p> <p>福祉事務所や公共職業安定機関、公共職業能力開発施設等関係機関の連携を推進し、生活保護、職業紹介、職業訓練などの制度を活用して、適切に自立支援の方策の措置を講じるように努める。</p>	<p>・ C 「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点」</p> <p>3 長期的課題</p> <p>緊急保護命令の創設</p> <p>諸外国では、簡単な手続で、一時的に被害者を危険から守るためのいわゆる「緊急保護命令」の制度を導入しているところもあり、こうした制度の導入についても、更に検討する必要がある。</p> <p>・ B 「2 民間団体に対する援助の在り方について」</p> <p>(2)財政的援助について</p> <p>民間シェルターに対し従来以上に財政的援助が行われるよう、既存の制度を活用するなど、その環境を整備することが必要である。</p> <p>・ C 「第2 配偶者暴力防止法の見直しに関する論点」</p> <p>1 当面の課題</p> <p>(3) その他の課題</p> <p>自立支援の明確化</p> <p>担当機関の責務を明確にし、担当機関の協力を求めやすくするための規定を、あえて配偶者暴力防止法に置くことも検討すべきである。</p> <p>自立支援の内容については、現行の規定が例示している被害者への情報提供のみに止まることなく、配偶者暴力相談支援センターにおいて、様々な運用上の改善に積極的に取り組むことが必要である。</p>	<p>緊急一時保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護委託制度の創設（厚生労働省 14年度～）（2(1) に前掲）             <ul style="list-style-type: none"> <li>一時保護委託契約施設数 120(15年3月1日)</li> </ul> </li> <li>婦人相談所におけるDV被害者の一時保護の状況             <table border="1" data-bbox="1167 312 1648 360"> <thead> <tr> <th>11年度</th> <th>12年度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,873人</td> <td>2,680人</td> <td>3,974人</td> <td>4,296人</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul> <p>・ 民間シェルターに対する財政的援助の状況等調査（内閣府 13年度～）</p> <p>民間シェルター施設数</p> <table border="1" data-bbox="1167 679 1541 727"> <thead> <tr> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35</td> <td>55</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p>民間シェルターに対する財政的援助の実施について</p> <table border="1" data-bbox="1021 762 1541 911"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年度</th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>援助を行っている地方公共団体</td> <td>4都道府県13市</td> <td>6都道府県17市</td> <td>9都道府県43市</td> </tr> <tr> <td>援助を受けている団体</td> <td>18団体 (延べ25団体)</td> <td>25団体 (延べ33団体)</td> <td>38団体 (延べ88団体)</td> </tr> <tr> <td>援助額</td> <td>約3500万円</td> <td>約5200万円</td> <td>約7400万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 福祉事務所等関係機関とのネットワークの整備（厚生労働省 14年度～）2(1) に前掲）</p> <p>・ 改正配偶者暴力防止法には、以下の改正事項が盛り込まれた。（平成16年6月公布、12月施行）</p> <p>被害者の自立支援の明確化等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>国及び地方公共団体の責務 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有することとされた。</li> <li>基本方針及び基本計画 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関し、主務大臣は基本方針を、都道府県は基本計画を定めなければならないこととされた。また、主務大臣は、都道府県に対し基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めることとされた。</li> <li>配偶者暴力相談支援センターによる自立支援の明確化及び調整機能の発揮等 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと等を、配偶者暴力相談支援センターの業務として明記することとされた。</li> <li>民間団体との連携 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体との連携に努めることとされた。</li> <li>福祉事務所による自立の支援 福祉事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めることとされた。</li> <li>関係機関の連携協力 都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めることとされた。</li> </ol>	11年度	12年度	13年度	14年度	1,873人	2,680人	3,974人	4,296人	平成13年度	平成14年度	平成15年度	35	55	77		平成13年度	平成14年度	平成15年度	援助を行っている地方公共団体	4都道府県13市	6都道府県17市	9都道府県43市	援助を受けている団体	18団体 (延べ25団体)	25団体 (延べ33団体)	38団体 (延べ88団体)	援助額	約3500万円	約5200万円	約7400万円
11年度	12年度	13年度	14年度																														
1,873人	2,680人	3,974人	4,296人																														
平成13年度	平成14年度	平成15年度																															
35	55	77																															
	平成13年度	平成14年度	平成15年度																														
援助を行っている地方公共団体	4都道府県13市	6都道府県17市	9都道府県43市																														
援助を受けている団体	18団体 (延べ25団体)	25団体 (延べ33団体)	38団体 (延べ88団体)																														
援助額	約3500万円	約5200万円	約7400万円																														

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	<p><b>(4)暴力行為への厳正な対処等</b>  <b>暴力行為からの安全の確保</b>            加害者の暴力や接近などを禁止して被害者の安全を確保するために活用される。民事保全法に基づく仮処分や家事審判規則上の調停前の仮の処分などの制度について、関係者に手続や民事法律扶助制度などに関する情報提供を行う。さらに、制度の十分な活用を図る方策や制度の実効性の確保等について、法制度の在り方も含め幅広く検討する。</p> <p>また、ストーカー規制法の趣旨、内容について周知を図るとともに、同法に抵触するものについては、同法に基づき、警告・禁止命令等の行政措置、検挙措置等により厳正に対処する。</p> <p><b>被害者の立場に立った厳正かつ適切な対処の推進</b></p> <p>夫・パートナーからの暴力については、家庭内の事案であることのみをもって犯罪としないものではなく、暴行罪、傷害罪、強姦罪等、刑事事件として立件できる場合は、夫婦等という関係に配慮しつつ、被害者の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じて、厳正かつ適切に対処する。刑事事件として立件できない場合についても、事案に応じて適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には、相手方に指導警告するなどして、被害者への支援を行う。</p>	<p>・D「4 ストーカー行為等」</p> <p>(1) ストーカー規制法の周知            どういう行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取組みや対応ができるのかなどについて、今後、一般国民に対する広報や警察での被害者に対する分かりやすい説明をより一層推進していく必要がある。</p> <p>(2) 被害者の救済の充実            今後とも被害者の救済を充実させるため、警察の迅速な対応や関係者間の緊密な連携を図っていく必要がある。</p> <p>(3) 配偶者暴力防止法との連携強化            警察は、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者へ警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努めていかなければならない。</p> <p>配偶者暴力相談支援センターや警察は、配偶者からの暴力の被害者に対して、ストーカー規制法の制度についても説明するなど、被害者の安全を確保するための選択肢を一つでも多く紹介し、これを活用していく必要がある。</p> <p>配偶者暴力防止法及びストーカー規制法の適用範囲から外れるようなつきまといであっても、人格権（私生活の平穩等）の侵害として不法行為に該当するものについては、民事保全法の規定により、当該人格権を被保全権利として、裁判所に接近禁止その他の仮処分の申立てを行う方法があることも周知すべきである。</p>	<p>暴力行為からの安全の確保</p> <p>・7-1(2) 「厳正かつ適切な対処の推進」参照（警察庁）</p>

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																																																		
3 性犯罪への対策の推進	<p>(1)性犯罪への厳正な対処</p> <p>女性に対する性犯罪への対処のため、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法の淫行をさせる罪等、関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努める。</p> <p>イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対処</p> <p>今後とも刑法上の強姦罪や児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）を適用して家庭内における児童に対する性的虐待の取締りの強化に努めるべきである。</p> <p>保育士、教員、医師等に対する啓発活動を行うことにより、性的虐待の顕在化を図る必要がある。</p> <p>家庭内における児童に対する性的虐待への対処については、被害を受けた児童の精神面にも配慮し、児童福祉法を活用することにより児童福祉の観点から行うことが望ましい。</p> <p>児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性にかんがみ、悪質な事案につき厳正に対処して加害者を処罰するために、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要である。</p> <p>ウ 盗撮に関する法整備</p> <p>女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点を十分考慮しつつ、加害者を厳正に処罰するための法整備を行うことを検討する必要がある。</p> <p>エ 痴漢等の取締りの徹底等</p> <p>今後も取締りを徹底し、加害者を厳正に処罰していくべきである。</p> <p>鉄道会社は、被害の実態把握に努めるとともに、痴漢等の防止対策を推進する必要がある。</p> <p>オ P T S D 以外の精神障害が傷害罪の対象になり得ることの周知</p> <p>司法関係者、医療関係者等に対し、P T S D 以外の精神障害についても傷害罪の対象になり得ることの周知を積極的に行うべきである。</p>	<p>・ D 「1 性犯罪」</p> <p>(1) 加害者の厳正な処罰</p> <p>ア 強姦罪の法定刑の引上げ</p> <p>強姦罪の法定刑（刑法第177条、2年以上の有期徒刑）の下限を3年に引き上げるなど、他の凶悪犯罪の刑との均衡も考慮しつつ、法定刑の引上げを検討するべきである。</p> <p>イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対処</p> <p>今後とも刑法上の強姦罪や児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）を適用して家庭内における児童に対する性的虐待の取締りの強化に努めるべきである。</p> <p>保育士、教員、医師等に対する啓発活動を行うことにより、性的虐待の顕在化を図る必要がある。</p> <p>家庭内における児童に対する性的虐待への対処については、被害を受けた児童の精神面にも配慮し、児童福祉法を活用することにより児童福祉の観点から行うことが望ましい。</p> <p>児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性にかんがみ、悪質な事案につき厳正に対処して加害者を処罰するために、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要である。</p> <p>ウ 盗撮に関する法整備</p> <p>女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点を十分考慮しつつ、加害者を厳正に処罰するための法整備を行うことを検討する必要がある。</p> <p>エ 痴漢等の取締りの徹底等</p> <p>今後も取締りを徹底し、加害者を厳正に処罰していくべきである。</p> <p>鉄道会社は、被害の実態把握に努めるとともに、痴漢等の防止対策を推進する必要がある。</p> <p>オ P T S D 以外の精神障害が傷害罪の対象になり得ることの周知</p> <p>司法関係者、医療関係者等に対し、P T S D 以外の精神障害についても傷害罪の対象になり得ることの周知を積極的に行うべきである。</p>	<p>・第161回国会に刑法等の一部を改正する法律案を提出しており、現在審議中である。（法務省）</p> <p>本法律案においては、以下のとおり、強姦罪等の法定刑を引き上げるとともに、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新たに設けることとしている。</p> <p>法定刑引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・強制わいせつ 6月以上7年以下の懲役 6月以上10年以下の懲役</li> <li>・強姦 2年以上15年以下の懲役 3年以上20年以下の懲役</li> <li>・強姦致死傷 無期又は3年以上15年以下の懲役 無期又は5年以上20年以下の懲役</li> </ul> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団強姦等 4年以上20年以下の懲役</li> <li>・集団強姦等致死傷 無期又は6年以上20年以下の懲役</li> </ul> <p>・強姦、強制わいせつ及び公然わいせつ等の認知件数等（警察庁）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 1 2</th> <th>H 1 3</th> <th>H 1 4</th> <th>H 1 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強姦</td> <td>2,260</td> <td>2,228</td> <td>2,357</td> <td>2,472</td> </tr> <tr> <td>強制わいせつ</td> <td>7,412</td> <td>9,326</td> <td>9,476</td> <td>10,029</td> </tr> <tr> <td>公然わいせつ（ ）</td> <td>1,547</td> <td>1,766</td> <td>2,030</td> <td>2,370</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成8年以後はショーによるものを除く。平成7年以前は区分を設けていなかったため、ショーによるものを含む。</p> <p>・児童相談所における児童虐待の内容別相談件数（厚生労働省）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>身体的虐待</th> <th>性的虐待</th> <th>ネグレクト</th> <th>心理的虐待</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12年度</td> <td>17,725</td> <td>8,877</td> <td>754</td> <td>6,318</td> <td>1,776</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>50.1%</td> <td>4.3%</td> <td>35.6%</td> <td>10.0%</td> </tr> <tr> <td>13年度</td> <td>23,274</td> <td>10,828</td> <td>778</td> <td>8,804</td> <td>2,864</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>46.5%</td> <td>3.3%</td> <td>37.8%</td> <td>12.3%</td> </tr> <tr> <td>14年度</td> <td>23,738</td> <td>10,932</td> <td>820</td> <td>8,940</td> <td>3,046</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>46.1%</td> <td>3.5%</td> <td>37.7%</td> <td>12.8%</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>26,569</td> <td>12,022</td> <td>876</td> <td>10,140</td> <td>3,531</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100%</td> <td>45.2%</td> <td>3.3%</td> <td>38.2%</td> <td>13.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・わいせつ事犯の検挙件数及び検挙人員等（警察庁）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H 1 3</th> <th>H 1 4</th> <th>H 1 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検 挙 件 数</td> <td>1,889</td> <td>1,966</td> <td>2,070</td> </tr> <tr> <td>公然わいせつ（刑法第174条）</td> <td>1,438</td> <td>1,573</td> <td>1,706</td> </tr> <tr> <td>わいせつ物頒布等（刑法第175条）</td> <td>451</td> <td>393</td> <td>364</td> </tr> <tr> <td>検 挙 人 員</td> <td>1,858</td> <td>1,860</td> <td>1,888</td> </tr> <tr> <td>公然わいせつ（刑法第174条）</td> <td>1,266</td> <td>1,377</td> <td>1,456</td> </tr> <tr> <td>わいせつ物頒布等（刑法第175条）</td> <td>592</td> <td>483</td> <td>432</td> </tr> <tr> <td>わ い せ つ 物 押 収 点 数</td> <td>341,568</td> <td>296,714</td> <td>556,852</td> </tr> <tr> <td>ビ デ オ テ ー プ</td> <td>289,219</td> <td>236,073</td> <td>347,517</td> </tr> <tr> <td>C D 、 D V D 等</td> <td>32,662</td> <td>42,699</td> <td>166,547</td> </tr> <tr> <td>公 刊 出 版 物</td> <td>3,510</td> <td>16,834</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>16,177</td> <td>1,108</td> <td>42,788</td> </tr> </tbody> </table> <p>・児童に淫行をさせる行為検挙件数（児童福祉法第34条第1項第6号違反）（警察庁）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>H 1 2</th> <th>H 1 3</th> <th>H 1 4</th> <th>H 1 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>327</td> <td>415</td> <td>501</td> <td>475</td> </tr> </tbody> </table>		H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	強姦	2,260	2,228	2,357	2,472	強制わいせつ	7,412	9,326	9,476	10,029	公然わいせつ（ ）	1,547	1,766	2,030	2,370		総数	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	12年度	17,725	8,877	754	6,318	1,776		100%	50.1%	4.3%	35.6%	10.0%	13年度	23,274	10,828	778	8,804	2,864		100%	46.5%	3.3%	37.8%	12.3%	14年度	23,738	10,932	820	8,940	3,046		100%	46.1%	3.5%	37.7%	12.8%	15年度	26,569	12,022	876	10,140	3,531		100%	45.2%	3.3%	38.2%	13.3%		H 1 3	H 1 4	H 1 5	検 挙 件 数	1,889	1,966	2,070	公然わいせつ（刑法第174条）	1,438	1,573	1,706	わいせつ物頒布等（刑法第175条）	451	393	364	検 挙 人 員	1,858	1,860	1,888	公然わいせつ（刑法第174条）	1,266	1,377	1,456	わいせつ物頒布等（刑法第175条）	592	483	432	わ い せ つ 物 押 収 点 数	341,568	296,714	556,852	ビ デ オ テ ー プ	289,219	236,073	347,517	C D 、 D V D 等	32,662	42,699	166,547	公 刊 出 版 物	3,510	16,834	0	そ の 他	16,177	1,108	42,788	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	327	415	501	475
	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5																																																																																																																																	
強姦	2,260	2,228	2,357	2,472																																																																																																																																	
強制わいせつ	7,412	9,326	9,476	10,029																																																																																																																																	
公然わいせつ（ ）	1,547	1,766	2,030	2,370																																																																																																																																	
	総数	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待																																																																																																																																
12年度	17,725	8,877	754	6,318	1,776																																																																																																																																
	100%	50.1%	4.3%	35.6%	10.0%																																																																																																																																
13年度	23,274	10,828	778	8,804	2,864																																																																																																																																
	100%	46.5%	3.3%	37.8%	12.3%																																																																																																																																
14年度	23,738	10,932	820	8,940	3,046																																																																																																																																
	100%	46.1%	3.5%	37.7%	12.8%																																																																																																																																
15年度	26,569	12,022	876	10,140	3,531																																																																																																																																
	100%	45.2%	3.3%	38.2%	13.3%																																																																																																																																
	H 1 3	H 1 4	H 1 5																																																																																																																																		
検 挙 件 数	1,889	1,966	2,070																																																																																																																																		
公然わいせつ（刑法第174条）	1,438	1,573	1,706																																																																																																																																		
わいせつ物頒布等（刑法第175条）	451	393	364																																																																																																																																		
検 挙 人 員	1,858	1,860	1,888																																																																																																																																		
公然わいせつ（刑法第174条）	1,266	1,377	1,456																																																																																																																																		
わいせつ物頒布等（刑法第175条）	592	483	432																																																																																																																																		
わ い せ つ 物 押 収 点 数	341,568	296,714	556,852																																																																																																																																		
ビ デ オ テ ー プ	289,219	236,073	347,517																																																																																																																																		
C D 、 D V D 等	32,662	42,699	166,547																																																																																																																																		
公 刊 出 版 物	3,510	16,834	0																																																																																																																																		
そ の 他	16,177	1,108	42,788																																																																																																																																		
H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5																																																																																																																																		
327	415	501	475																																																																																																																																		

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
		<p>(3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成</p> <p>ア わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット等の制限</p> <p>インターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為については、厳正な取締りに努めるべきである。</p> <p>今後も、諸外国と連携しつつ、IT技術の進展に対応した取組に努めていく必要がある。</p> <p>児童に対しては、風営適正化法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）、青少年保護育成条例等により、児童が有害な情報を目にしないような規制がなされており、今後ともこのような児童に対する特別な配慮を行う必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童を有害コンテンツから保護し、その健全な育成を図るため、現在パソコン向けに実現している有害コンテンツのフィルタリング（選択的遮断）機能をモバイル（携帯電話等）向けにも実現するための研究開発を推進（総務省 16年度～）</li> <li>・ 少年相談等の機会を捉えた児童虐待事案の早期発見、児童を保護する観点から適切な事件化、児童相談所長からの要請に応じた適切な援助、被害を受けた児童への支援等を実施（警察庁 平成13年～）（5-1（1）に前掲）</li> <li>・ 「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成（警察庁）（7-1（2）に前掲）</li> </ul>

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）

B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）

C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）

D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等								
	<p><b>性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成</b></p> <p>全国の都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、各都道府県警察署で指定している性犯罪捜査員について、その育成と体制の拡充を推進する。</p> <p><b>性犯罪の潜在化防止に向けた取組</b></p> <p>「性犯罪被害110番」の活用や女性の警察官による事情聴取体制についての広報等、性犯罪被害に遭った女性が安心して警察に届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努める。</p>	<p>こうした政府の取組と合わせ、これらわいせつな雑誌等については、それらの業界においても、自らの社会的な役割を自覚するとともに、業界の健全な発展が最終的に利益につながることを認識し、自主的な規制に取り組んでいくことが望まれる。</p> <p>・ D 「1 性犯罪」</p> <p>(1) 加害者の厳正な処罰</p> <p>イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対処</p> <p>今後とも刑法上の強姦罪や児童福祉法（児童に淫行をさせる行為）を適用して家庭内における児童に対する性的虐待の取締りの強化に努めるべきである。</p> <p>保育士、教員、医師等に対する啓発活動を行うことにより、性的虐待の顕在化を図る必要がある。</p> <p>家庭内における児童に対する性的虐待への対処については、被害を受けた児童の精神面にも配慮し、児童福祉法を活用することにより児童福祉の観点から行うことが望ましい。</p> <p>児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性にかんがみ、悪質な事案につき厳正に対処して加害者を処罰するために、まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていく必要がある。</p> <p>(3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成</p> <p>イ 性犯罪を許さない社会環境の醸成</p> <p>性犯罪の防止のためには、社会の各界において、女性の性を商品化するような世相への批判を強め、性犯罪は許されるものではなく、その発生防止は国民一人ひとりの責務であるとの意識啓発を行っていくことが必要であり、女性の人権を尊重する啓発活動に努めるべきである。</p> <p>学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する必要がある。</p>	<p>性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪捜査の指揮、指導等に当たる「性犯罪捜査指導官」をすべての都道府県警察に設置（警察庁）</li> <li>性犯罪捜査指導官の下でその補佐等に当たる「性犯罪捜査指導係」をすべての都道府県警察に設置し、女性警察官約100名を含む約260名を配置（15年4月1日現在）（警察庁）（1 - (2) に前掲）</li> <li>性犯罪発生時に被害者の事情聴取等の捜査活動等に従事する女性警察官等を性犯罪捜査員等として指定（警察庁）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1019 496 1541 544"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>3442</td> <td>3872</td> <td>4162</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県警察において、性犯罪捜査員等として指定されている女性警察官等を対象とした研修を随時実施（警察庁）</li> </ul> <p>性犯罪の潜在化防止に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被害者が安心して被害申告、相談等ができるよう、すべての都道府県警察本部に「性犯罪110番」等を設置（警察庁）</li> </ul>		平成13年	平成14年	平成15年	人数	3442	3872	4162
	平成13年	平成14年	平成15年								
人数	3442	3872	4162								

施策の基本的方向	具体的施策	関連施策等	施策の実施状況及び関連統計等																																				
	<p><b>(2)被害者への配慮</b>  <b>指定被害者支援要員制度の効果的運用</b>                      指定された警察職員が事件直後から被害者に付き添い、被害者のニーズを踏まえた適切な被害者支援活動を実施する。</p> <p><b>被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</b>                      被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官の配置、活用や被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進に努める。</p> <p><b>関係機関との連携の推進</b>                      被害者に対する被害後の早急な診断・治療、証拠物件の採取等において被害者の負担を軽減するため、全国的に構築している産婦人科医師会等とのネットワークの充実強化に努める。</p>	<p>・ D「1 性犯罪」                      (2)被害者への配慮とケア                      ア 女性の被害者の立場に立った刑事手続の実施                      今後とも、被害を受けた女性の精神的苦痛に配慮した運用をさらに進める必要がある。                      特に、弁護士は、性犯罪の被害者に対する尋問に際しては、十分に配慮すべきである。                      全国どこでもカウンセリングが受けられるようにするなど、これらの被害者対策を一層推進する必要がある。</p> <p>イ 女性警察官の採用の拡大                      被害者対策等の分野においては、引き続き女性警察官の積極的活用を努める必要がある。また、今後とも女性警察官の採用の拡大に努める必要がある。</p> <p>・ D「1 性犯罪」                      (2)被害者への配慮とケア                      ウ 被害者のケアのための対策の充実                      被害者を最初に治療する医師等医療関係者に対する性犯罪の証拠採取方法等に関する情報提供や性犯罪に遭遇してしまった場合の対処方法に関する女性一般に対する情報提供が必要であるとともに、性犯罪被害者のケアを専門的に行うセンターも求められている。</p>	<p>指定被害者支援要員制度の効果的運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を推進（警察庁）</li> </ul> <p>指定被害者支援要員数（平成15年12月末現在）：約21,000名（うち、女性約3,700名）</p> <p>被害者の心情に配慮した事情聴取等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察施設外の相談スペースの借上げや、内装や設備等に配慮した事情聴取室及び被害者対策用車両の整備の推進（警察庁）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての都道府県警察において「捜査員のための被害者対応マニュアル」を作成し、活用（警察庁）</li> <li>性犯罪捜査用装備資機材の整備・充実（被害者の精神的負担の軽減を図るため、すべての都道府県警察で、性犯罪捜査証拠採取セット及び実況見分時に被害者の代役として利用等するダミー人形の整備を推進）（警察庁）</li> </ul> <p style="text-align: center;">性犯罪証拠採取セット及びダミー人形の総数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1019 657 1541 727"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成13年</th> <th>平成14年</th> <th>平成15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>性犯罪証拠採取セット</td> <td>2609</td> <td>2598</td> <td>2676</td> </tr> <tr> <td>ダミー人形</td> <td>911</td> <td>991</td> <td>1086</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性警察官数の推移（警察庁）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1019 774 1756 866"> <thead> <tr> <th></th> <th>H12</th> <th>H13</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条約定員</td> <td>230,186</td> <td>232,591</td> <td>237,056</td> <td>241,133</td> <td>244,343</td> </tr> <tr> <td>女性警察官</td> <td>8,520</td> <td>8,807</td> <td>9,390</td> <td>10,177</td> <td>10,813</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>3.7%</td> <td>3.8%</td> <td>4.0%</td> <td>4.2%</td> <td>4.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>関係機関との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪被害者への適切な診断、治療及び証拠資料に際しての被害者の負担を軽減するため、すべての都道府県警察において、産婦人科医師会等とのネットワークの構築により、連携を推進（警察庁）</li> </ul>		平成13年	平成14年	平成15年	性犯罪証拠採取セット	2609	2598	2676	ダミー人形	911	991	1086		H12	H13	H14	H15	H16	条約定員	230,186	232,591	237,056	241,133	244,343	女性警察官	8,520	8,807	9,390	10,177	10,813	割合	3.7%	3.8%	4.0%	4.2%	4.4%
	平成13年	平成14年	平成15年																																				
性犯罪証拠採取セット	2609	2598	2676																																				
ダミー人形	911	991	1086																																				
	H12	H13	H14	H15	H16																																		
条約定員	230,186	232,591	237,056	241,133	244,343																																		
女性警察官	8,520	8,807	9,390	10,177	10,813																																		
割合	3.7%	3.8%	4.0%	4.2%	4.4%																																		

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
- B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
- C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
- D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																											
	<p><b>被害少女に対する支援活動の推進</b></p> <p>心身ともに成長途上にある少女が性犯罪による被害や家庭内での性的虐待による被害等を受けた場合、その後の健全育成に悪影響を与えるおそれが大きいことから、被害少女の精神的負担を軽減し、その立ち直りを支援するための活動を積極的に推進する。</p> <p><b>被害者連絡等の推進</b></p> <p>捜査の状況などを連絡する警察の被害者連絡制度や加害者がどのような処分を受けたかなどを通知する検察の被害者等通知制度に基づき、被害者に対する情報提供を促進し、精神的負担の軽減に努める。</p> <p>また、被害者に対し、犯罪者の刑務所からの釈放に関する情報を通知する制度の導入について、犯罪者の改善更生やそのプライバシーに与える影響をも考慮しつつ、検討を進める。</p>	<p>・ D「1 性犯罪」</p> <p>(2)被害者への配慮とケア</p> <p>ウ 被害者のケアのための対策の充実</p> <p>今後とも、被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る必要がある。</p> <p>特に、性的虐待を受けた児童に対するケアについては、児童養護施設への個別ケア担当職員や心理療法担当職員の配置など、安全感や安心感の得られる生活環境に配慮した専門的かつ個別的なケアを確保する必要がある。</p>	<p>被害少女に対する支援活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、少年補導職員、少年相談専門職員等による被害少女に対する継続的支援の実施（警察庁）</li> </ul> <p>被害者連絡等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成11年4月から、検察庁において、被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処理結果、公判期日及び刑事裁判の結果等を通知する制度を全国統一の制度として実施（法務省 11年4月～）</li> <li>・ 被害者やその親族に受刑者の出所情報を通知する制度を導入（法務省 13年3月1日～）</li> <li>・ 被害者が同じ犯人から再び被害を受けることを防止し、その保護を図るため、受刑者の釈放予定に関する情報の通知制度を導入（法務省 13年10月1日～）</li> </ul> <p>被害者等通知制度による通知件数総数及び通知内容内訳</p> <table border="1" data-bbox="1016 681 1753 751"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知総数</th> <th>事件の捜査処理</th> <th>公判期日</th> <th>裁判結果</th> <th>受刑者の釈放</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年</td> <td>79,927</td> <td>36,220</td> <td>18,191</td> <td>24,462</td> <td>1,054</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>79,454</td> <td>33,376</td> <td>17,981</td> <td>26,715</td> <td>1,382</td> </tr> </tbody> </table> <p>本制度について、より国民の理解を得るため、パンフレット及び法務省ホームページを更新しており、パンフレットについては、全国の各検察庁に備え付け、国民に配布するなどしている。</p> <p>再被害防止のための釈放予定等通知制度による通知希望者数、通知者数</p> <table border="1" data-bbox="1016 868 1413 938"> <thead> <tr> <th></th> <th>通知希望者数</th> <th>通知者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年</td> <td>264</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>344</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）平成15年については、1月から6月までの集計である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「被害者連絡実施要領」（8年7月制定、10年9月改正）に基づく確実な被害者連絡の実施（警察庁）</li> </ul>		通知総数	事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放	14年	79,927	36,220	18,191	24,462	1,054	15年	79,454	33,376	17,981	26,715	1,382		通知希望者数	通知者数	14年	264	125	15年	344	250
	通知総数	事件の捜査処理	公判期日	裁判結果	受刑者の釈放																									
14年	79,927	36,220	18,191	24,462	1,054																									
15年	79,454	33,376	17,981	26,715	1,382																									
	通知希望者数	通知者数																												
14年	264	125																												
15年	344	250																												